

安曇野市自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない安曇野市の実現を目指して～

平成31年(2019年)3月

安曇野市

はじめに

日本の年間自殺者数は、平成10年以降14年連続して3万人を超える状況が続きました。そのため平成18年に自殺対策基本法が制定され、自殺対策を総合的に推進した結果、近年の自殺者数は減少傾向に転じています。しかし、諸外国と比較すると、自殺死亡率は高い状態であり、いまだ年間2万人以上もの命が自殺によって失われています。



そうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、平成28年に、自殺対策基本法が改正されました。自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に明記するとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、いわばナショナルミニマムとして、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が「都道府県自殺対策計画」又は「市町村自殺対策計画」を策定することとされました。

そこで本市では、「誰も自殺に追い込まれることのない安曇野市」を目指し「安曇野市自殺対策計画」を策定しました。この計画は、市の基本方針である「第2次安曇野市総合計画」の基本目標の「いきいきと健康に暮らせるまち」を具体化するものでもあります。誰もが生きる喜びを感じ、住み慣れた地域でいきいきと健康に暮らせるよう、市民の皆様や関係機関の皆様と共に計画を推進していきたいと思っております。

結びになりますが、この計画の策定にあたりご協力いただきました安曇野市健康づくり推進協議会の委員の皆様をはじめ、多くの関係機関・関係者の皆様にご心から感謝申し上げます。

平成31年 3月

安曇野市長 宮澤 宗弘

目次

第1章 計画策定の趣旨等	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間.....	4
4 計画の数値目標	4
第2章 安曇野市における自殺の現状	6
第3章 安曇野市の自殺対策における取組	16
1 自殺対策の基本方針	16
2 施策体系	18
3 基本施策	19
(1) 基本施策1 地域におけるネットワークの強化.....	19
(2) 基本施策2 自殺対策を支える人材の育成	19
(3) 基本施策3 住民への啓発と周知	20
(4) 基本施策4 児童生徒に対する支援	22
(5) 基本施策5 生きることの促進要因への支援	24
4 重点施策	30
(1) 重点施策1 勤務・経営に関する対策	30
(2) 重点施策2 高齢者に関する対策	32
(3) 重点施策3 生活困窮者に関する対策	35
5 主な評価指標	38
第4章 自殺対策の推進体制.....	39
1 安曇野市健康づくり推進協議会	39
2 安曇野市自殺対策推進庁内会議	40
参考資料	41

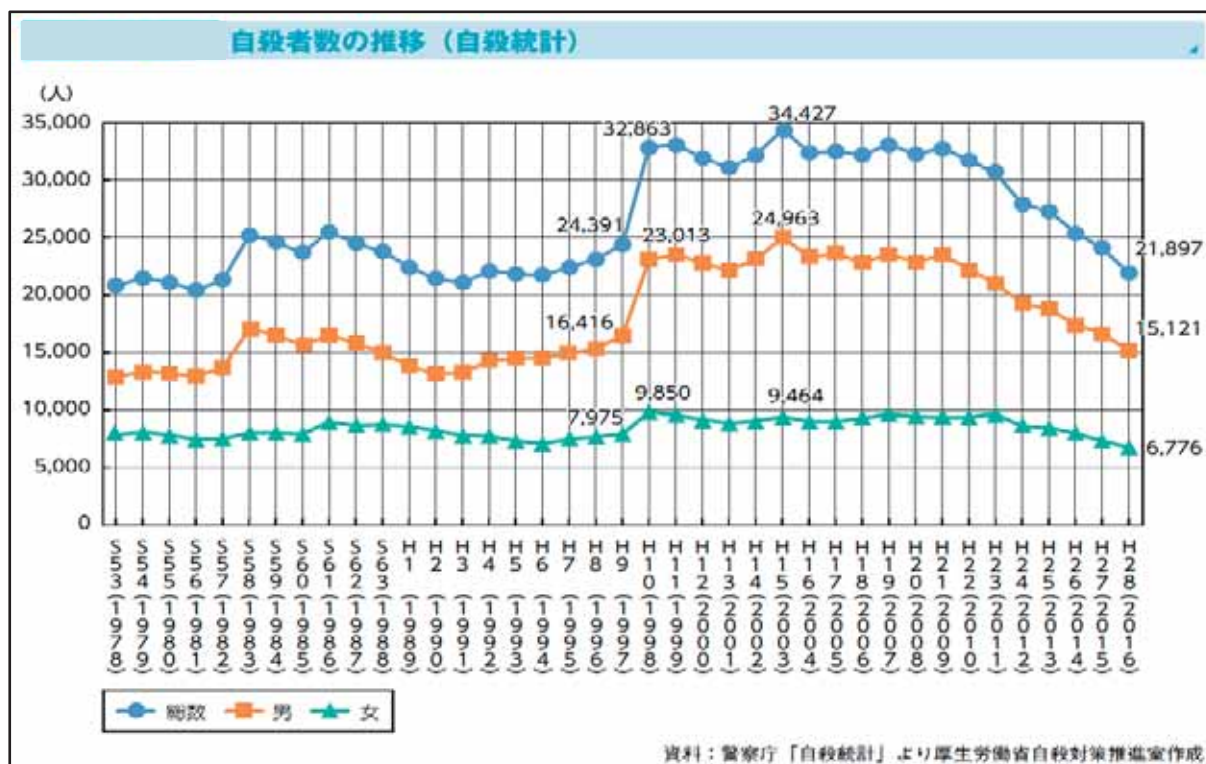
第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

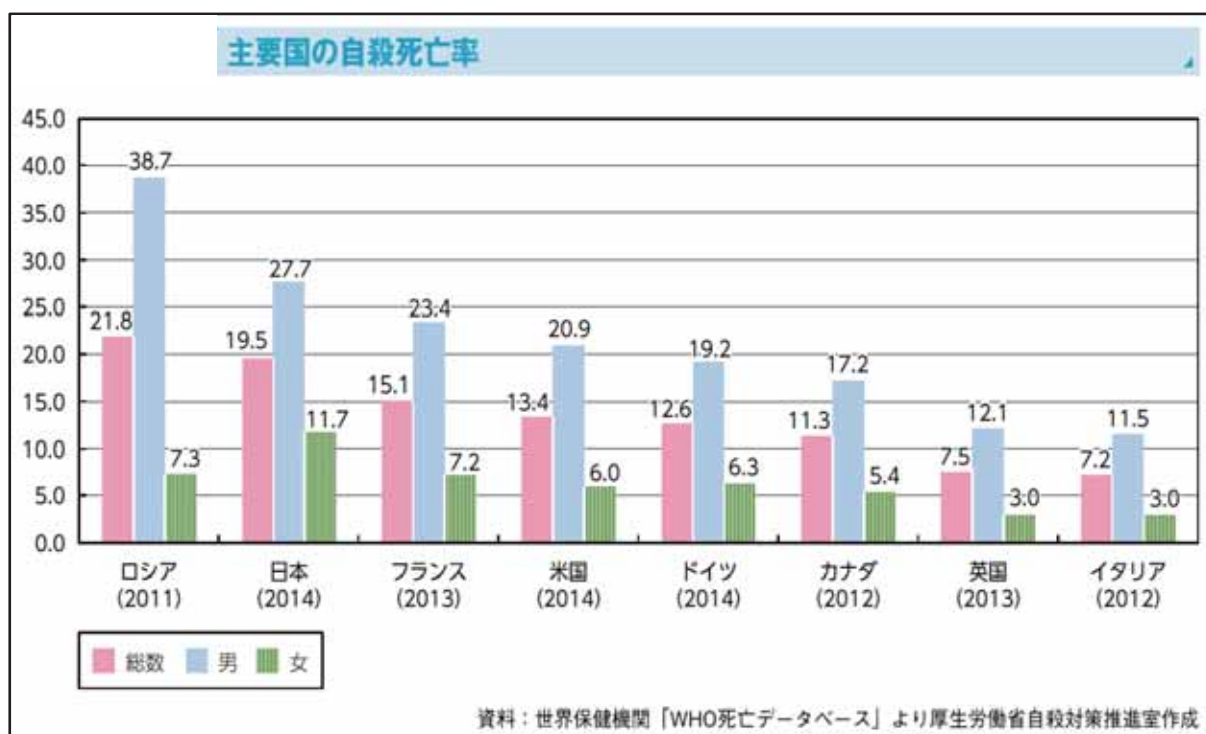
自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ることや、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。

我が国の自殺対策は、平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、大きく前進しました。それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数の年次推移は減少傾向にあるなど、着実に成果を上げています。しかし、我が国の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺による死亡率）は、主要先進7か国の中で最も高く、自殺者数の累計は毎年2万人を超える水準で積み上がっているなど、非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ません。

[図表 1-1]



〔図表 1-2〕



そうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、施行から10年の節目に当たる平成28年に、自殺対策基本法が改正されました。自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に明記するとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が「都道府県自殺対策計画」又は「市町村自殺対策計画」を策定することとされました。

本市においても本計画を策定し、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携を図り、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として推進していきます。

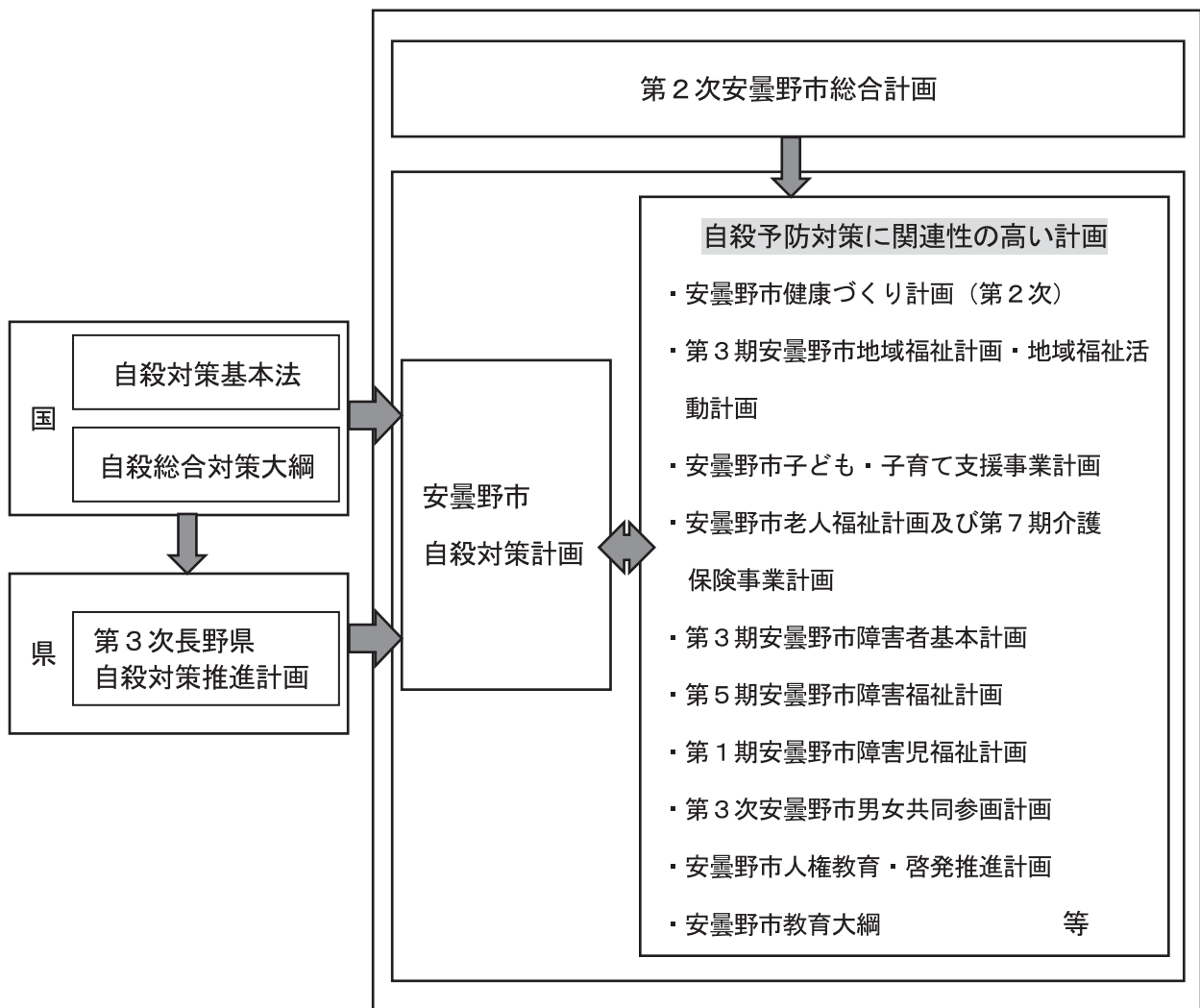
2 計画の位置付け

本計画は、平成 28 年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、同法第 13 条第 2 項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

また、第 2 次安曇野市総合計画の基本目標である「いきいきと健康に暮らせるまち」を目指し、健康づくり計画をはじめとした自殺対策に関連の高い計画と整合を図ります。

[図表 1-3]

計画体系のイメージ図



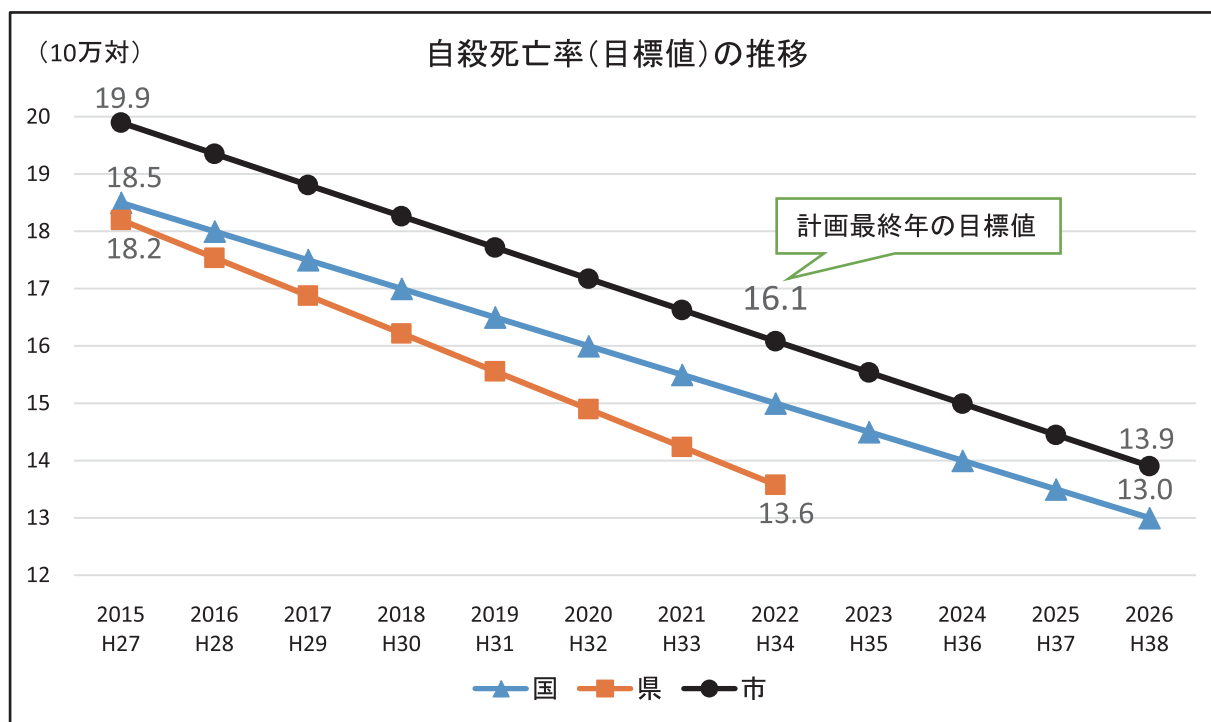
3 計画の期間

本計画の期間は、おおむね5年を目安に改定される自殺総合対策大綱と、第3次長野県自殺対策推進計画の目標年度に合わせ、また市の健康づくり計画と整合を図るため、計画の期間は平成31（2019）年度から平成34（2022）年度までの4年間とします。

4 計画の数値目標

自殺総合対策大綱では、平成38（2026）年までに、平成27年と比べて自殺死亡率を30%以上減少させ、先進国の水準まで減少させることを目標としています。これらを踏まえ、市の計画の目標年となる平成34（2022）年の自殺死亡率を16.1以下にすることを目標とします。（目標値は、国・県と同様に人口動態統計の数値から算出）

〔図表 1-4〕



【参考資料】

本計画では、自殺の統計として厚生労働省作成の「人口動態統計」と「自殺統計（警察庁の自殺統計原票を集計した結果）」を元に自殺総合対策推進センター（※1）で作成した「地域自殺実態プロファイル」（※2）を使用しています。「人口動態統計」と「自殺統計」とでは、以下のとおり調査対象等に違いがあり、自殺者数も異なります。

〔図表 1-5〕

内容	人口動態統計	自殺統計
作成	厚生労働省	警察庁
対象	国内日本人のみ	総人口（外国人も含む）
計上方法	死亡時点	「自殺日」と「発見日」
	住所地	「発見地」と「住居地」

「地域自殺実態プロファイル」では、自殺統計を使用する場合「自殺日」「住居地」で計上した数字を使用しています。

「人口動態統計」は自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは自殺以外で処理しており、死亡診断書等について作成者から自殺の旨訂正報告がない場合は、自殺に計上していません。

「自殺統計」は、捜査等により、自殺であると判明した時点で、自殺統計原票を作成し、計上しています。

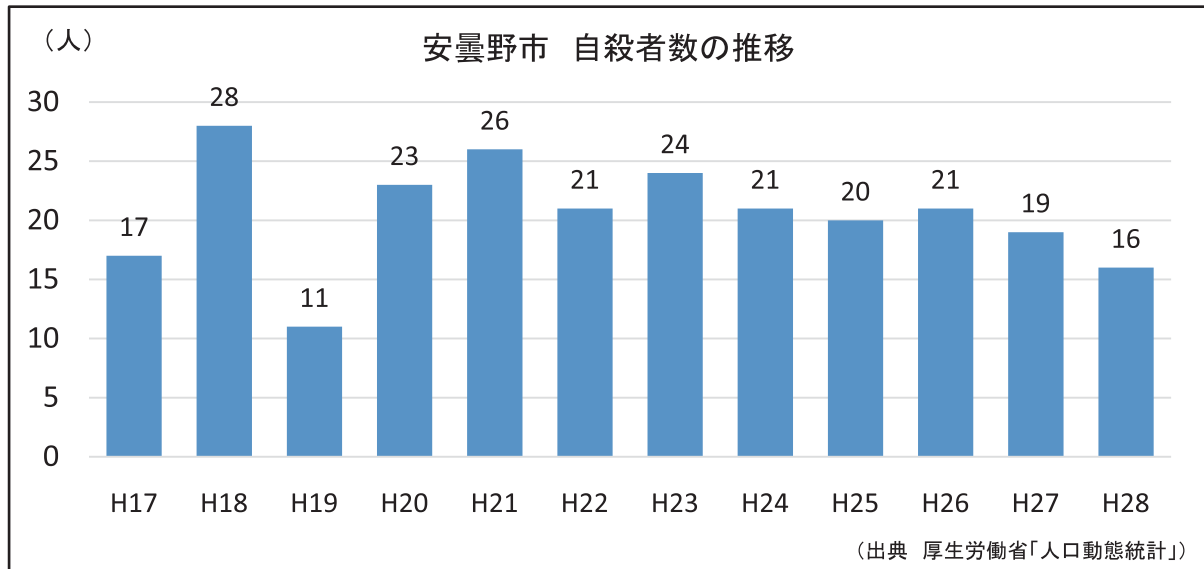
※1 自殺総合対策推進センターは、国立精神・神経医療研究センターを拠点として平成28年に発足した自殺対策の技術的な支援を行う機関です。

※2 地域自殺実態プロファイルは、各自治体が地域の特性と課題の整理をするための分析資料です。

第2章 安曇野市における自殺の現状

1 安曇野市 自殺者数の推移

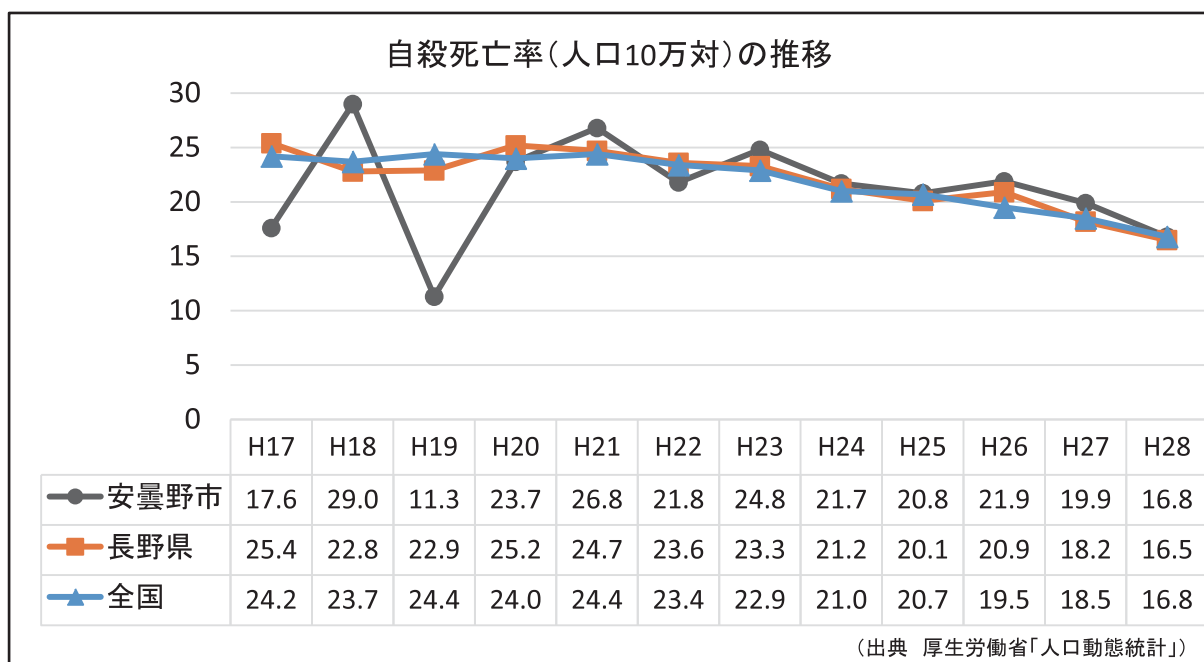
〔図表 2-1〕



本市の自殺者数は、平成 18 年をピークに減少傾向です。

2 自殺死亡率 (人口 10 万対) の推移

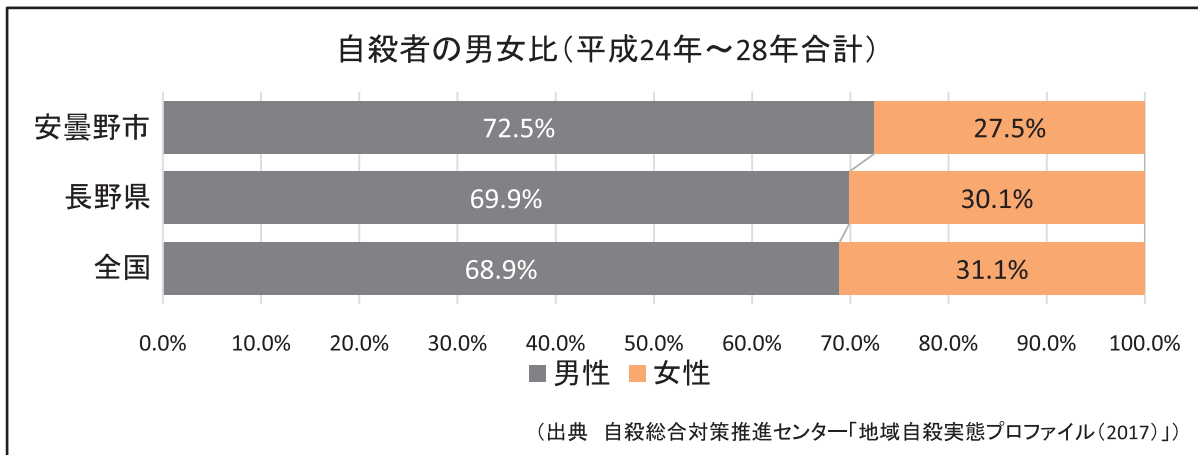
〔図表 2-2〕



本市の自殺死亡率は、平成 20 年以降は全国・県と同様の傾向で推移しており、減少傾向です。

3 自殺者の男女比

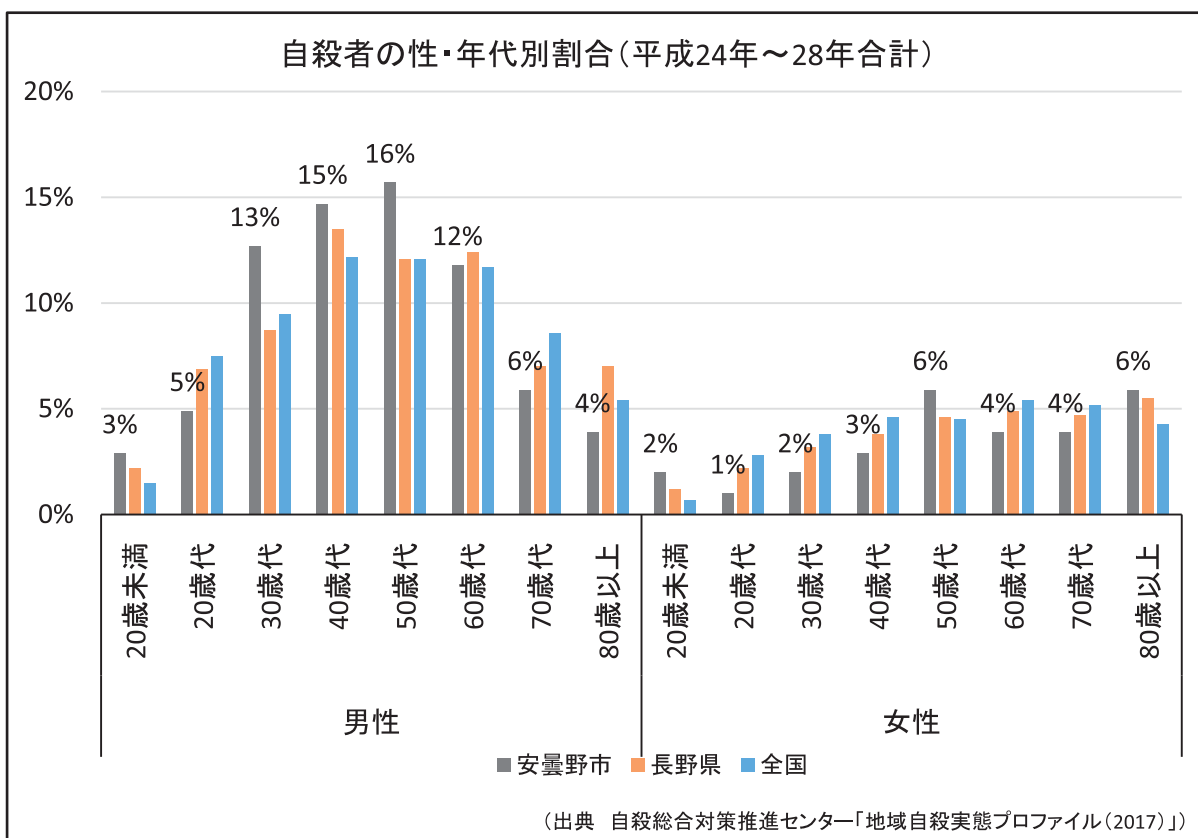
[図表 2-3]



本市の自殺者の男女比は、男性は女性の2.6倍で、全国・県と比べても男性の割合が高い状況です。

4 自殺者の性・年代別割合

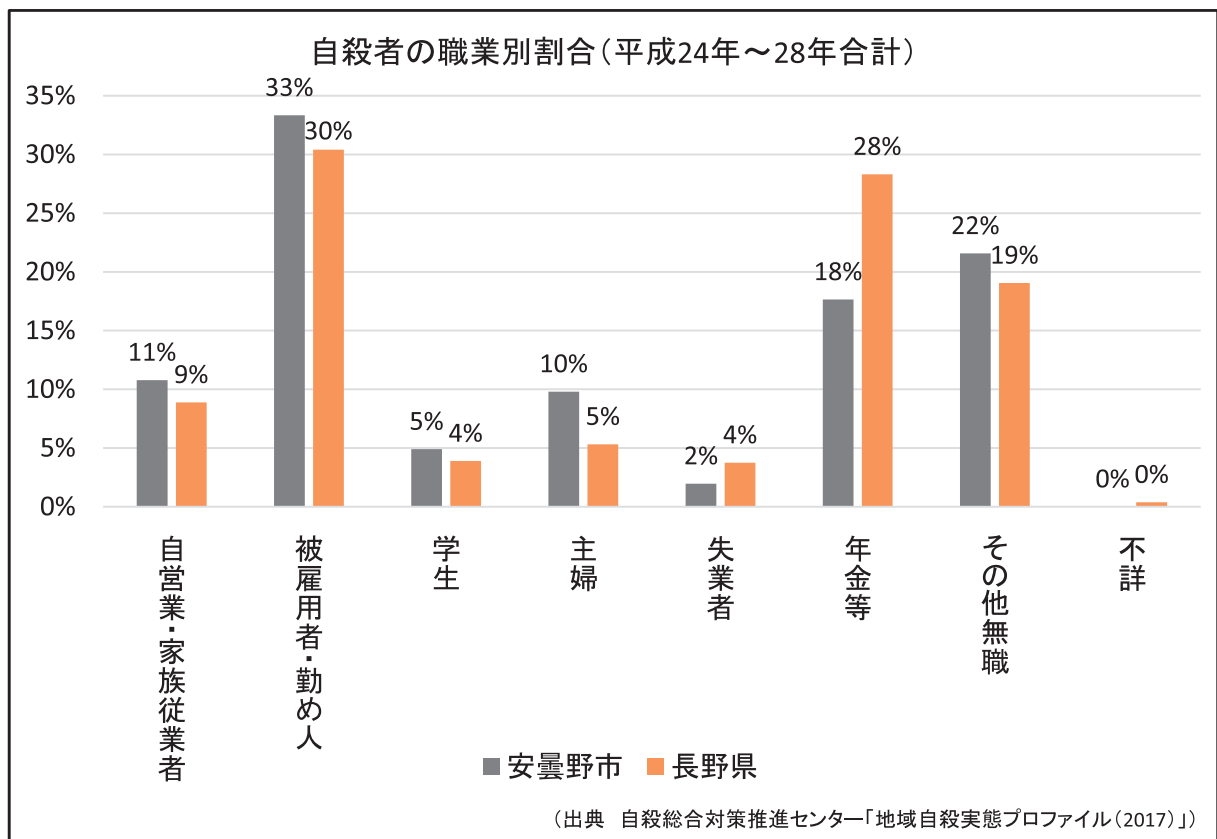
[図表 2-4]



30～60歳代の男性の割合が高く、合わせると全体の56%を占めています。30～50歳代の男性は、県や国と比較して割合が高い傾向にあります。

5 自殺者の職業別割合

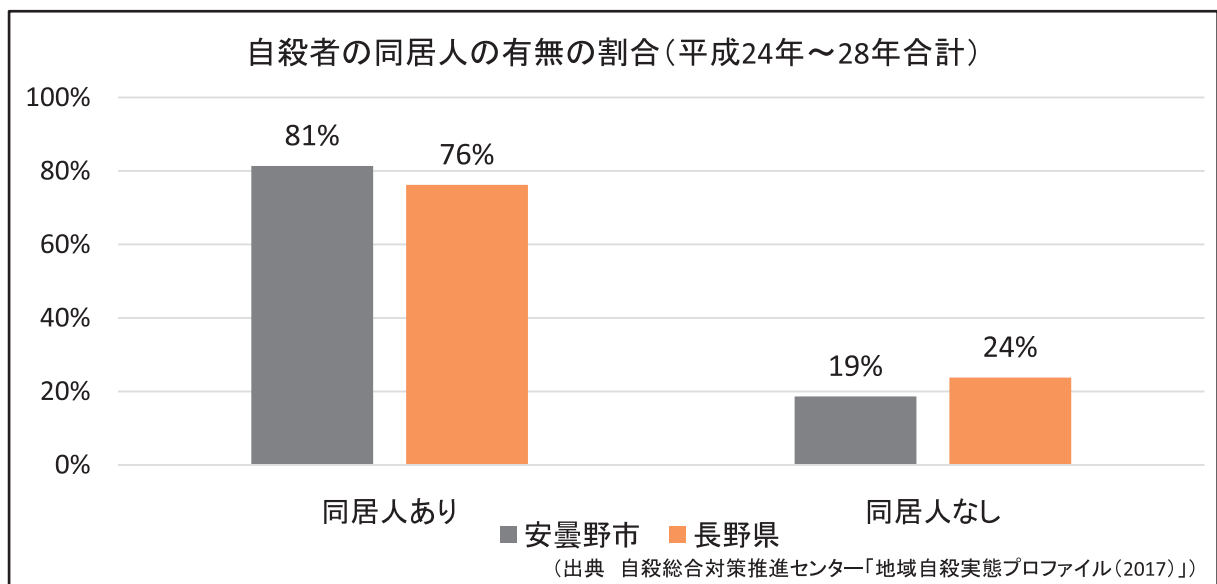
[図表 2-5]



県と同様に被雇用者・勤め人の割合が最も高い状況です。

6 自殺者の同居人の有無の割合

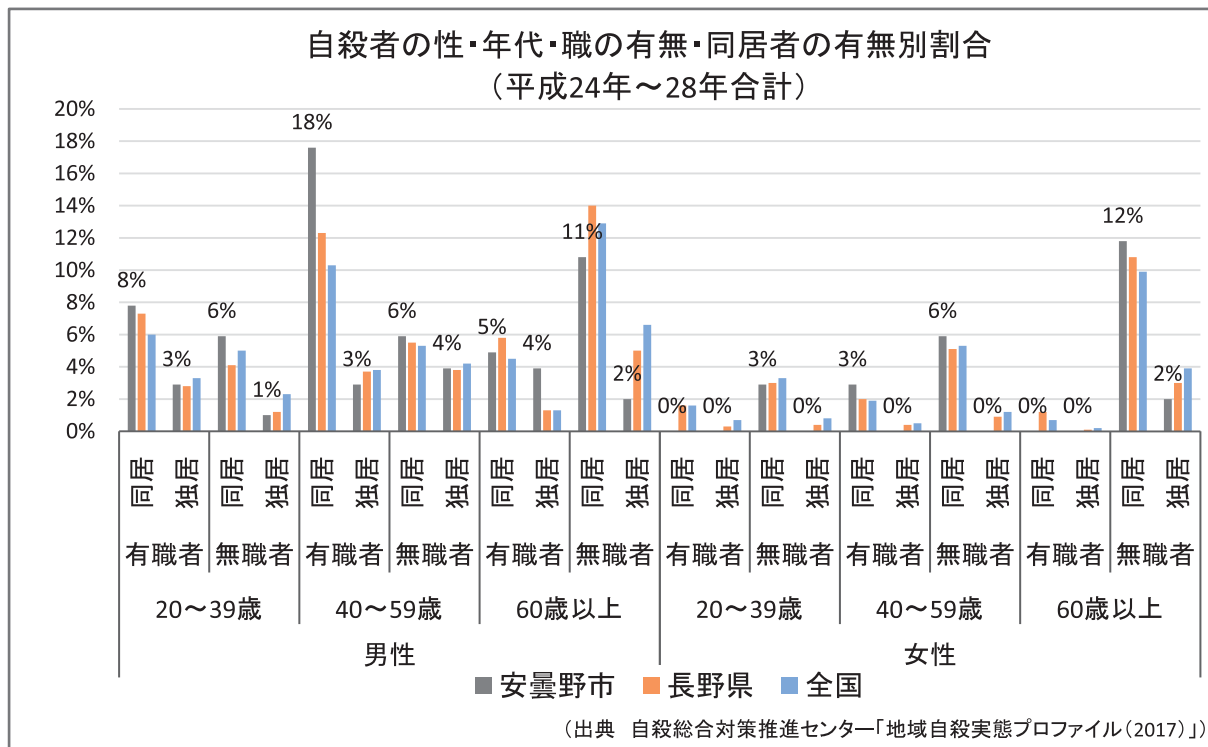
[図表 2-6]



同居人がある人が81%を占めています。

7 自殺者の属性別割合

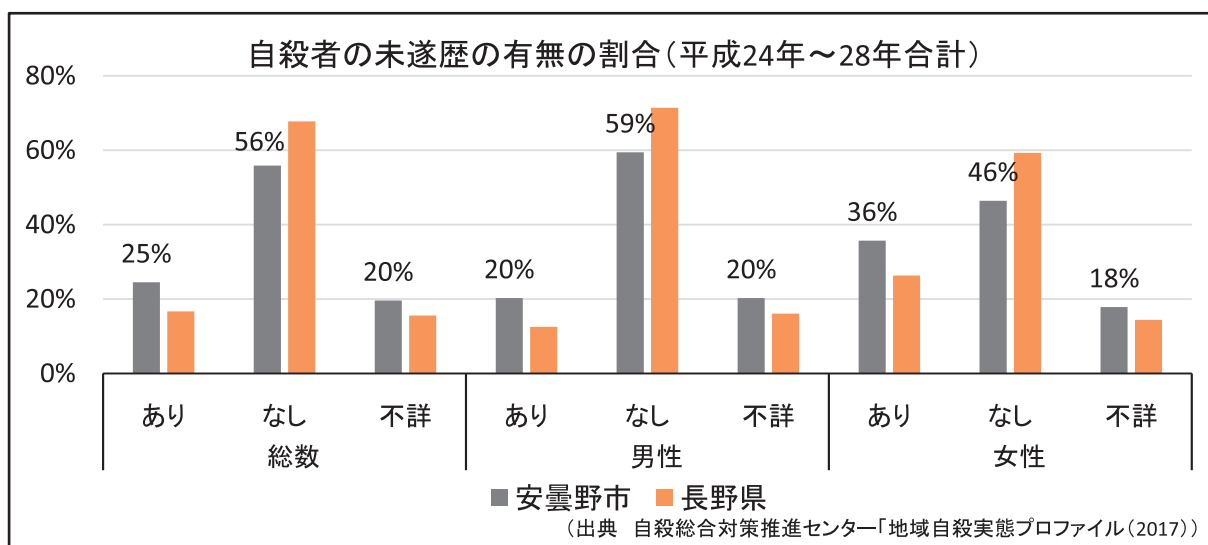
[図表 2-7]



「男性・40～59歳・有職者・同居」が18%と最も多く、国・県と比較しても割合が高いです。次いで「女性・60歳以上・無職者・同居」が12%、「男性・60歳以上・無職者・同居」が11%を占めています。

8 自殺者の未遂歴の有無の割合

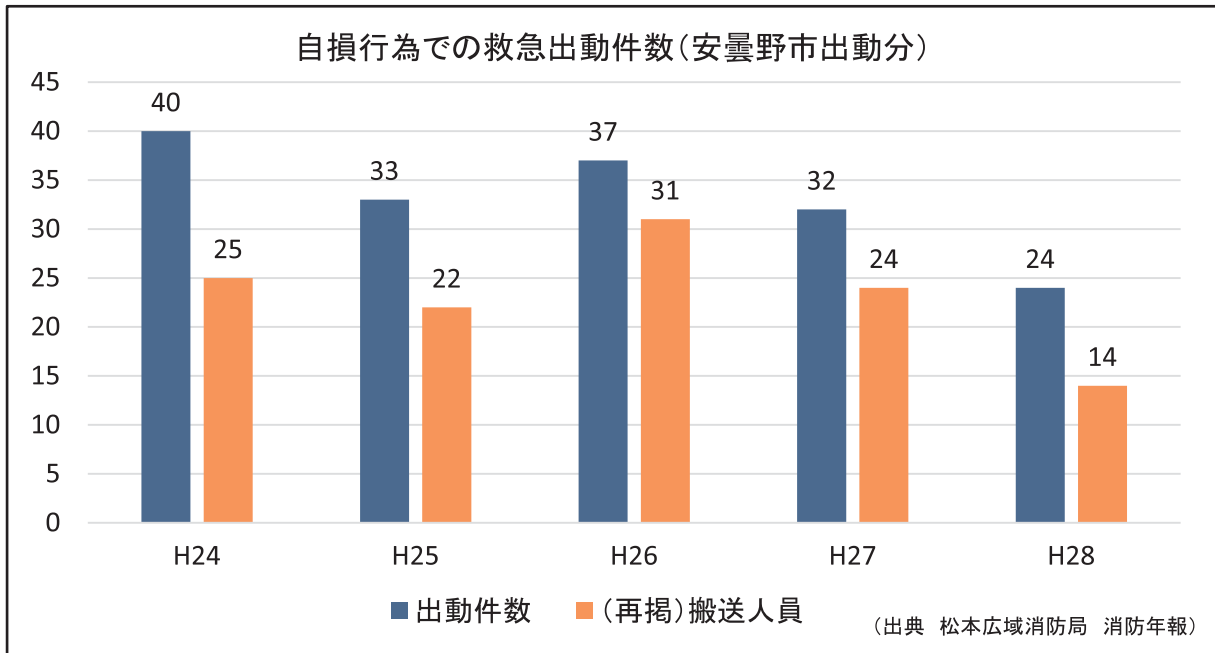
[図表 2-8]



亡くなる前に自殺未遂の経験のあった人は、男性は20%、女性は36%います。

9 自損行為での救急出動件数（安曇野市出動分）

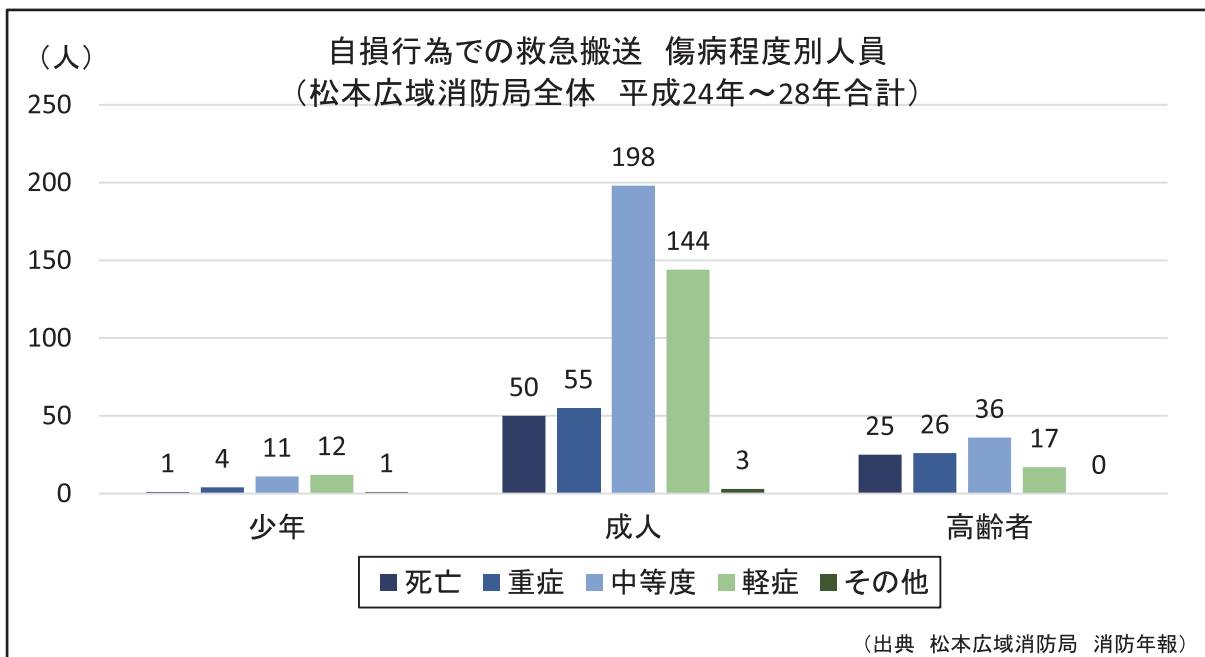
〔図表 2-9〕



松本広域消防局から安曇野市内への自損行為による救急車の出動件数は、平成28年で24件、うち14件が医療機関へ搬送されています。出動件数と搬送人員は近年減少傾向です。

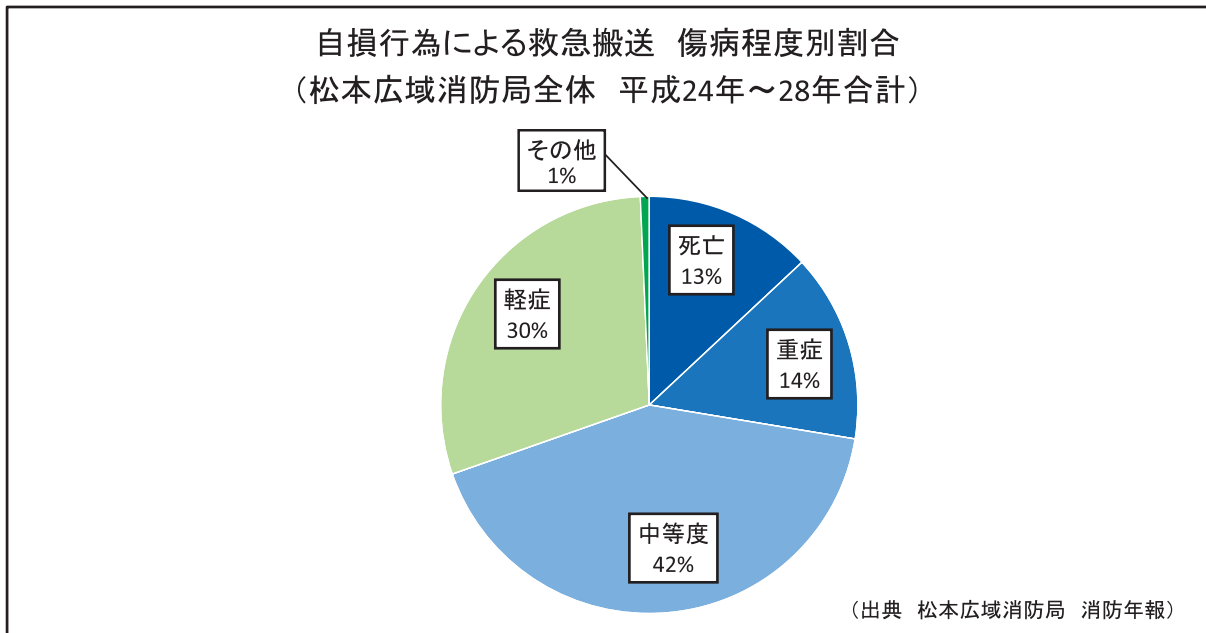
10 自損行為での救急搬送 傷病程度別人員（松本広域消防局全体平成24年～28年合計）

〔図表 2-10〕



※松本広域消防局全体の集計であり、人口動態統計、自殺統計の死亡数とは異なります。

[図表 2-11]



松本広域消防局で、平成 24 年から平成 28 年の 5 年間に自損行為のため救急車で医療機関に搬送した人は、少年が 29 人、成人が 450 人、高齢者が 104 人いました。そのうち、13% (76 人) が死亡しています。

11 安曇野市全体における自殺の特徴

平成 24 年～28 年の 5 年間の本市の自殺者の特徴はまとめると下記のとおりです。

[図表 2-12]

◆ 性別	男性>女性 男性が全体の 73%
◆ 年代	30～59 歳の働き盛りの年代で全体の 54%
◆ 職業状況	有職者が多め (57%) ※20～59 歳を対象にした集計の結果
◆ 同居人	「同居人あり」が 81%

12 対策が優先されるべき対象群

平成24年～28年の5年間で、本市において自殺者が多い属性は以下の5区分となっています。

[図表 2-13]

上位5区分 (※1)	自殺者数 5年計	割合	自殺率(10万対) (※2)	背景にある主な自殺の危機経路 (※3)
1位: 男性 40～59歳有職同居	18	17.6%	33.6	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
2位: 女性 60歳以上無職同居	12	11.8%	18.0	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
3位: 男性 60歳以上無職同居	11	10.8%	28.6	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
4位: 男性 20～39歳有職同居	8	7.8%	23.6	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺
5位: 男性 40～59歳無職同居	6	5.9%	166.1	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺

出典 自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル (2017)」

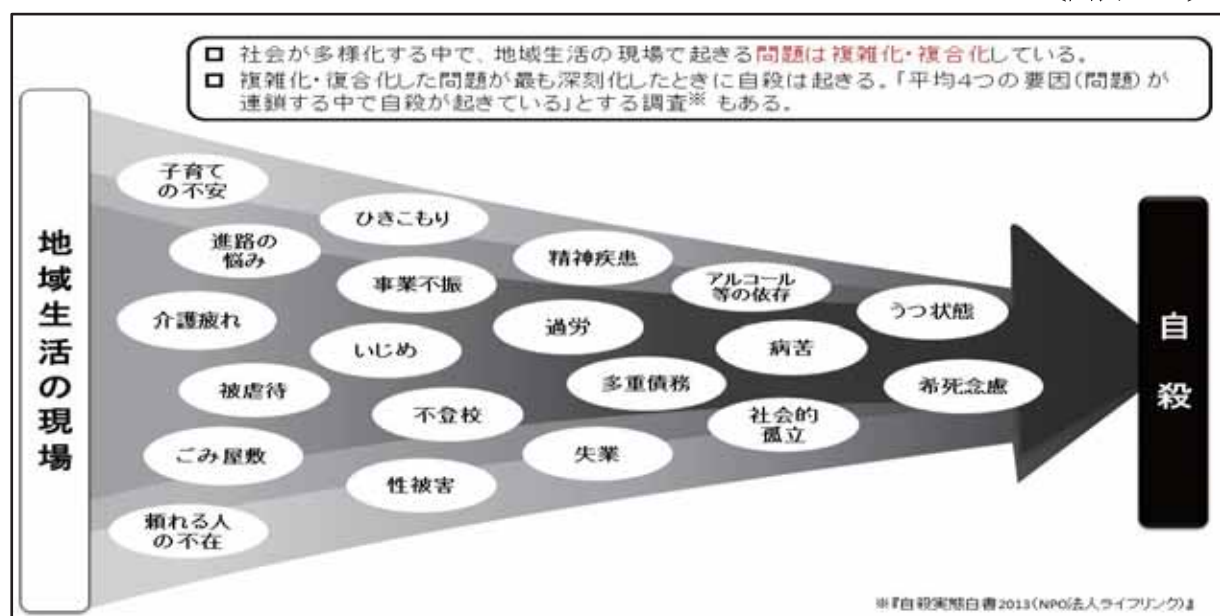
※1 順位は自殺者数の多さにもとづいています

※2 自殺率の母数(人口)は平成27年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計しました。

※3 「背景にある主な自殺の危機経路」とは、NPO法人ライフリンクが行った500人以上の自殺で亡くなった人についての実態調査から、自殺は平均すると4つの要因が連鎖して引き起されており、それらの要因の連鎖のプロセス(「自殺の危機経路」という)は、性、年代、職業等の属性によって特徴があることが明らかになりました。(図表2-14参照)

自殺の危機要因イメージ図 (厚生労働省資料)

[図表 2-14]

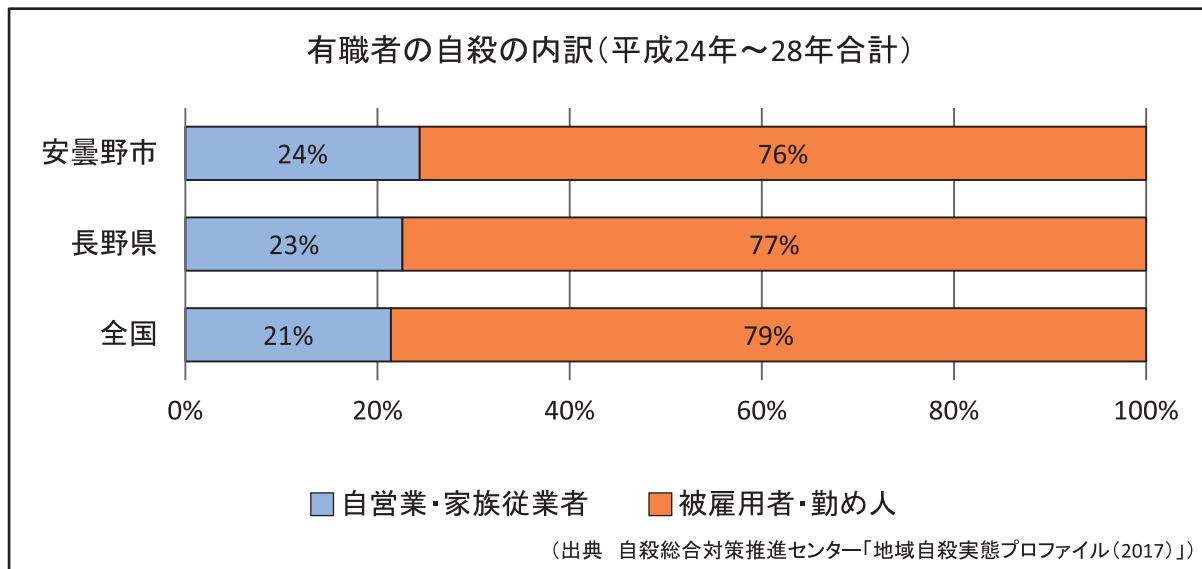


13 対策が優先されるべき対象群に関する資料

(1) 勤務・経営

ア 有職者の自殺の内訳

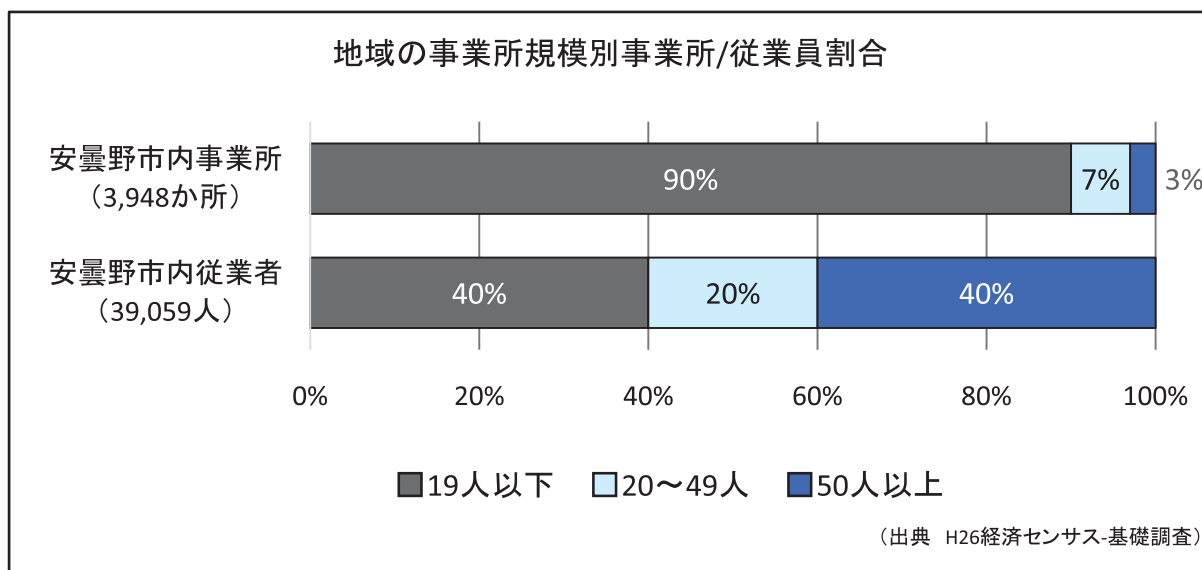
[図表 2-15]



有職者の自殺の内訳をみると自営業やその家族従事者が 24%、被雇用者や勤め人が 76% となっています。(性・年齢・同居の有無の不詳を除く)

イ 地域の事業所規模別事業所／従業者割合

[図表 2-16]



安曇野市内の事業所の97%は、従業者50人未満の事業所であり、安曇野市内の従業者の60%が、従業者50人未満の事業所に勤務しています。

ウ 地域の就業者の常住地・従業地

[図表 2-17]

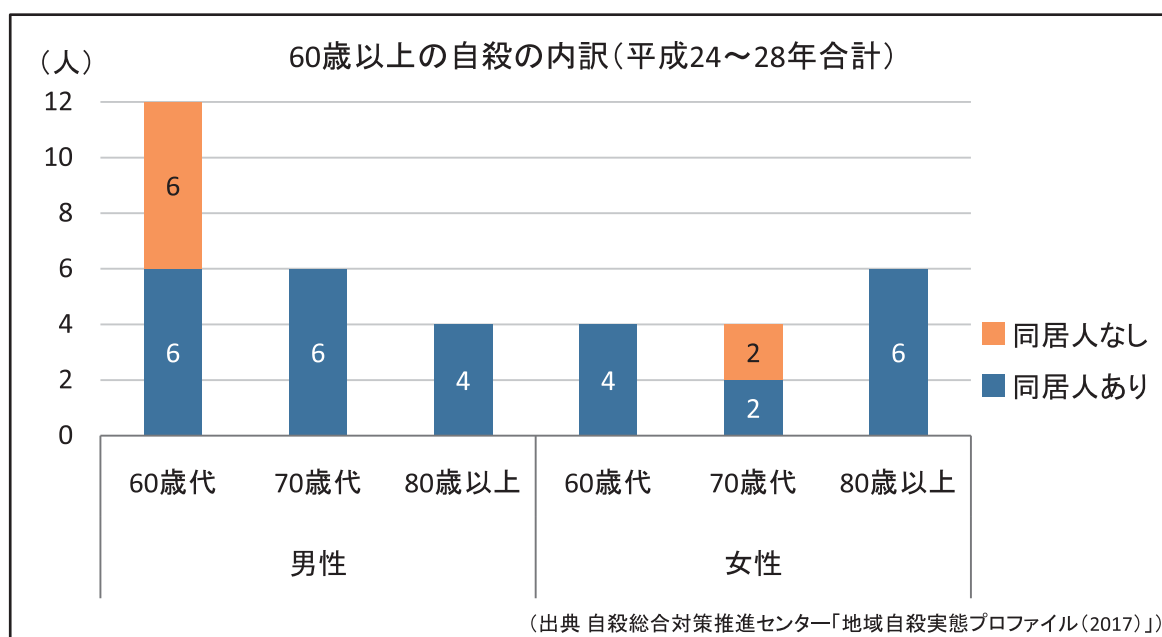
地域の就業者の 常住地・従業地 (出典:H27 国勢調査)		従業地		
		自市区町村	他市区町村	不明・不詳
常住地	自市区町村	30,229 人	17,697 人	577 人
	他市区町村	12,421 人	—	—

安曇野市内に住む就業者の36%が他の市区町村で従業しています。安曇野市内従業者の29%は、他市区町村に常住しています。

(2) 高齢者

ア 60歳以上の自殺の内訳

[図表 2-18]

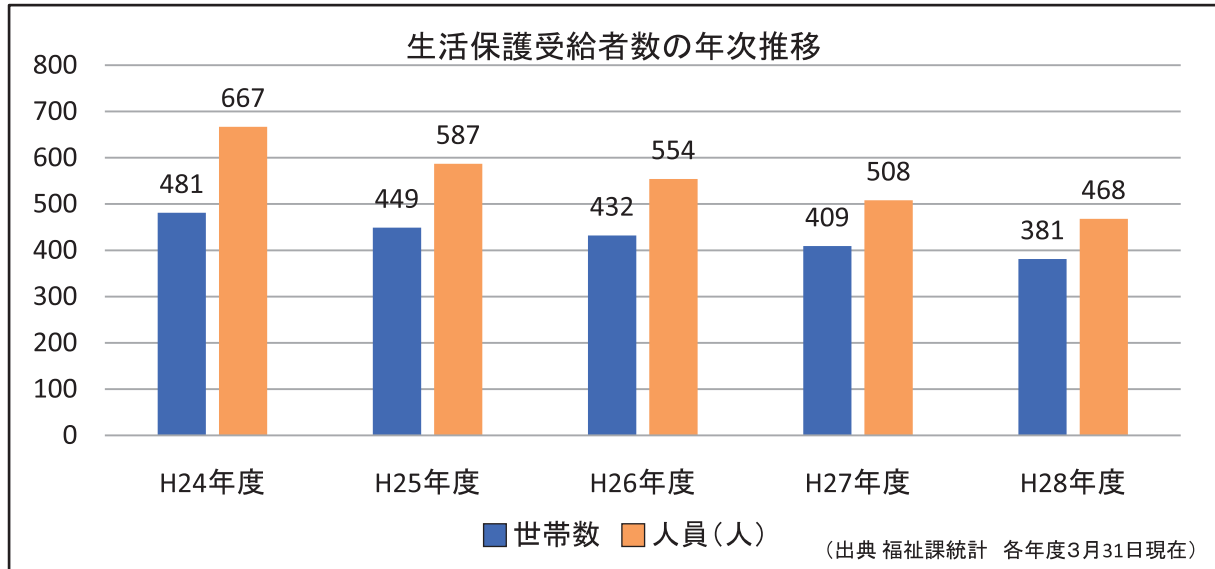


60歳以上の自殺者では、60歳代の男性が33%を占めています。年代によって差がありますが、同居人がいる人が多い状況です。

(3) 生活困窮者

ア 生活保護受給者数の年次推移

[図表 2-19]



生活保護受給者世帯は、平成28年3月31日現在で381世帯、生活保護受給人員数は468人となっています。生活保護受給者数は世帯数と人員数ともに減少傾向にあります。

第3章 安曇野市の自殺対策における取組

1 自殺対策の基本方針

平成 29 年 7 月に閣議決定された自殺総合対策大綱を踏まえて、本市では以下の 3 点を自殺総合対策の「基本方針」として計画を策定します。

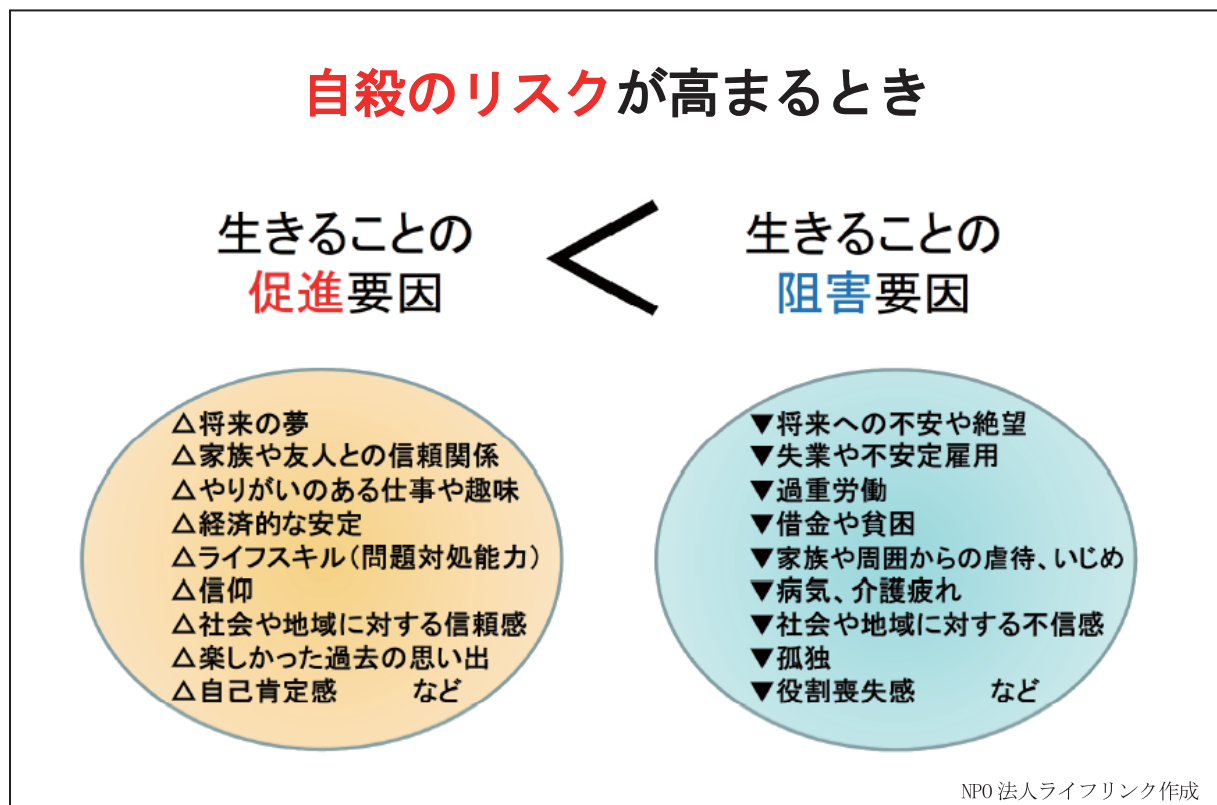
[図表 3-1]

- (1) 生きることの包括的な支援として推進
- (2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開
- (3) 実践と啓発を両輪として推進

(1) 生きることの包括的な支援として推進

「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて「生きることの包括的な支援」として自殺リスクを低下させる方向で推進します。

[図表 3-2]



(2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、包括的な取組を実施するために、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携し、関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開を図ります。

そのため、本計画には本市の事業だけでなく、国や県、関係団体、民間団体等の事業についても記載し、各施策を連動させ推進をすることで本市の自殺対策を強化します。

(3) 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行うことが重要です。

全ての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことで、実践との両輪として推進していきます。

2 施策体系

「自殺総合対策大綱」の基本認識と基本方針を踏まえ、本市では次の5点を地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない「基本施策」として推進していきます。

〔図表 3-3〕

基本施策 1	地域におけるネットワークの強化
基本施策 2	自殺対策を支える人材の育成
基本施策 3	住民への啓発と周知
基本施策 4	児童生徒に対する支援
基本施策 5	生きることの促進要因への支援

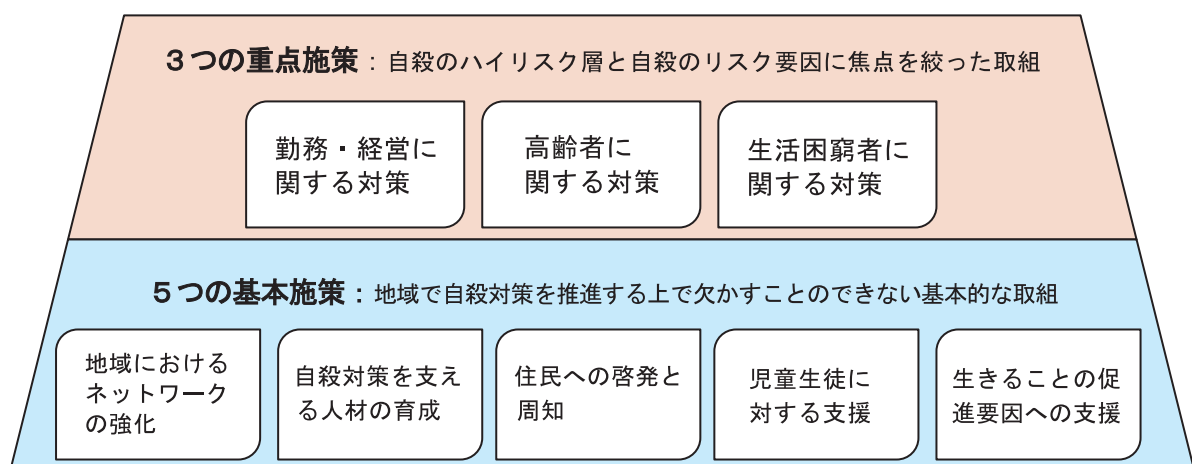
また、自殺総合対策推進センターが、本市の自殺の実態を分析した「自殺実態プロフィール」において、重点課題として推奨された次の3点を自殺対策における「重点施策」として推進していきます。

〔図表 3-4〕

重点施策 1	勤務・経営に関する対策
重点施策 2	高齢者に関する対策
重点施策 3	生活困窮者に関する対策

施策の体系図

〔図表 3-5〕



3 基本施策

(1) 基本施策1 地域におけるネットワークの強化

自殺対策を推進する上で基盤となる取組が、地域におけるネットワークの強化です。そのため、自殺対策に特化したネットワークだけでなく、他の事業を通じて地域に展開されているネットワーク等と自殺対策との連携の強化にも取り組んでいきます。

ア 地域におけるネットワークの強化

取組	内容	担当
安曇野市健康づくり推進協議会	関係機関や民間団体などで構成する安曇野市健康づくり推進協議会において、関係機関などとの連携を強化し、地域全体での取組を推進します。	健康推進課

イ 庁内におけるネットワークの強化

取組	内容	担当
安曇野市自殺対策推進庁内会議の設置	相談窓口担当者など自殺対策の関係課で情報を共有する庁内会議を設け、連携強化を図ります。会議では必要に応じて関係課や関係機関の参加を求めます。	健康推進課

(2) 基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

自殺対策には、さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対する早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成をする必要があります。市では相談支援にあたる職員だけでなく、市職員全体や市民に対して研修を実施し、自殺対策を支える人材を育成していきます。また、県等で実施する研修会に積極的に参加します。

ア 職員・関係者対象の研修会（ゲートキーパー研修）※

取組	内容	担当
自殺対策推進研修会	市職員の自殺予防に対する意識を高めるよう研修会を実施します。	健康推進課

取組	内容	担当
自殺対策研修会への参加	保健福祉事務所で開催される自殺対策をテーマとした研修会に保健師や民生委員・児童委員等が参加します。	健康推進課 長寿社会課
相談業務スキルアップ事業	症例検討等を通し、リスクが高い対象者への保健師の対応技能を向上させ、ゲートキーパー的役割を担います。	福祉課 健康推進課
家庭児童相談員のスキルアップ	相談員のゲートキーパー的役割を含めたスキルアップを図るための研修会等へ積極的に参加します。	子ども支援課
放課後学習室指導員のスキルアップ	放課後学習室の指導員を対象にゲートキーパー研修を実施します。	学校教育課

イ 市民対象の研修会

取組	内容	担当
ゲートキーパー研修会	こころの健康を考えるつどいや健康づくり講演会の際にゲートキーパー研修を実施します。小中学校の保護者や市内事業所等に周知します。	健康推進課

※ゲートキーパーとは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことです。自殺対策では専門性の有無に関わらず、それぞれの立場でできることから進んで行動をおこしていくことが重要とされています。

(3) 基本施策3 住民への啓発と周知

平成28年10月に厚生労働省が実施した意識調査によると、国民のおよそ20人に1人が「最近1年以内に自殺を考えたことがある」と回答しているなど、今や自殺の問題は一部の人や地域の問題ではなく、誰もが当事者となり得る重大な問題となっています。そのため自殺に追い込まれるという危機に陥った場合には、誰かに援助を求めることが適当であるということが、市民の共通認識となるように普及啓発を行っていきます。

また、若者は自発的には相談や支援につながりにくい傾向がある一方で、インターネットやSNS上で自殺をほのめかしたり、自殺の手段等を検索したりする傾向もあると言われています。

国の取組としては、インターネット上の自殺予告事案に対する迅速・適切な対応を継続して実施すると共に、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備や、インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進等を行うとしています。本市もインターネット等の適切な利用について啓発活動を実施していきます。

ア 広報等を活用した啓発

取組	内容	担当
こころの健康・自殺予防に関する広報	市の広報紙にこころの健康や自殺対策について記事を掲載します。	健康推進課
相談窓口一覧の作成・配布	自殺予防のための相談窓口一覧を作成し、配布します。	健康推進課
自殺予防週間、自殺対策強化月間周知	市内施設へのポスター掲示や市の広報誌による啓発を行います。	健康推進課
人権啓発活動	人権擁護委員等と人権問題について啓発する内容のチラシを配布します。	人権男女共同参画課
青少年育成に関する広報・啓発	インターネット、スマートフォン等の正しい使用方法の広報活動を行います。	生涯学習課

イ 市民向け講演会・イベント等の開催

取組	内容	担当
こころの健康を考えるつどい	こころの健康に関する講演会を市民向けに実施します。	健康推進課
男女共同参画フォーラム	男女共同参画社会の理念の浸透を図り、男女が互いに尊重できる社会づくりを目指します。	人権男女共同参画課
ひきこもり支援事業	ひきこもり対策についての講演会を開催します。	福祉課
理解促進研修・啓発事業	地域住民に向け、障がい者等に対する理解を広めるため、講演会等を開催します。	福祉課

(4) 基本施策4 児童生徒に対する支援

地域の相談機関や抱えた問題の解決策を知らないがゆえに支援を得ることができず自殺に追い込まれる人が少なくない状況があります。学校において、命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいかの具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶ教育（SOSの出し方に関する教育）を推進することが自殺総合対策大綱で求められています。SOSの出し方に関する教育については、県のモデル事業の動向を見ながら内容について検討し、当面は生徒児童を支援する人材や連携を強化していきます。

ア SOSの出し方に関する教育の実施にむけた取組

取組	内容	担当
SOSの出し方に関する教育の実施に向けた準備	県と連携をしながら、SOSの出し方教育の実施ができるよう人材の育成や支援内容について検討をします。	学校教育課 健康推進課

イ 児童生徒への支援

取組	内容	担当
子どもと親の相談電話	いじめやネットトラブル、不登校やひきこもり、学校や部活での人間関係、発達障害、家庭内暴力など生徒や保護者からの相談に対応します。	学校教育課 生涯学習課
24時間子どもSOSダイヤル	いじめや不登校など学校生活における子どもの悩み相談に応じています。	長野県学校生活 相談センター
子ども専用無料電話	子どもに関する相談全般に応じています。	長野県子ども支 援センター
子どもの人権110番	いじめなどの悩みや困りごとに関する人権相談を、電話・メール・手紙等で受け付けます。	法務省人権擁護 局
放課後学習室	学習に困難さを抱える高学年の児童に対して、補習的な支援を行い、学校生活への不適応の緩和や不登校の予防の一助とします。	学校教育課

取組	内容	担当
安曇野市青少年センター事業	青少年の非行防止、健全育成を図るため、センターだよりや講演会による広報啓発活動や街頭巡回を行います。	生涯学習課
子どもを守る安全対策事業	学校で行われる子ども達を犯罪から守るための防犯教育講習会及びいじめ、暴力から子ども達を守るための人権教育に対し、所要経費の一部を負担します。	学校教育課
まごころ奨学金	保護者が、理不尽な犯罪に遭遇し、経済的に不安定となった家庭の子どもで、高校・短大・大学・大学院・専修学校・(専門課程・高等課程)高等専門学校に在学中か進学予定の人を対象に奨学金を給付します。	日本財団

ウ 児童生徒を支える人材の配置

取組	内容	担当
不登校支援コーディネーターの配置	不登校支援コーディネーターを配置し、スクールソーシャルワーカーと連携し、本人及び家庭への相談・助言・指導を実施します。	学校教育課
適応指導教室事業	小中学校に中間教室適応指導員を配置します。また、不登校の児童生徒の家庭への相談・助言に対応するため、市教育支援センター(豊科公民館内)に適応指導教室を開設します。	学校教育課
スクールソーシャルワーカー(SSW)の配置	スクールソーシャルワーカー(社会福祉士)を配置し、教育活動の充実や児童生徒の健全育成のため、学校だけでは解決困難なケースについて積極的に関係機関等と連携した対応を行い、課題の克服・軽減を図ります。	学校教育課
スクールカウンセラー(SC)派遣事業	臨床心理士等をスクールカウンセラーとして派遣し、相談・指導体制の充実を図ります。学校の要望に応じて、NPO法人長野県子どもサポートセンター登録の認定カウンセラーを長期継続的に配置し、子どもに緊密に接する機会を増やし、相談・助言体制の充実を図ります。	学校教育課

取組	内容	担当
安曇野市コミュニティスクール(ACS)事業 学校応援隊	学校と地域が連携して子ども達を育む安曇野市コミュニティスクール事業により不登校児童生徒の学習支援 ・見守りボランティアを行います。	学校教育課

エ 児童生徒を支援する連携の強化

取組	内容	担当
いじめ不登校問題対策連絡協議会	児童及び生徒のいじめ、不登校等の問題の現状調査及び指導方法または発生防止の調査研究を行い、合わせて具体的な施策の策定を行います。	学校教育課
福祉部局との担当者会議	児童生徒に係る相談事案について、情報の共有や支援に関わる役割分担の検討、困難事例の検討を行います。	学校教育課
不登校対策推進チーム連絡会	不登校児童生徒への具体的支援導入に向け、各校実務担当者が構成し、小中連携や情報交換、学校復帰に向けての支援体制づくりを行います。	学校教育課
教育支援センタースタッフ会	教育相談に関わる関係者の情報交換を行います。	学校教育課
不登校支援員(小中連携)の配置	3地区に小中兼務の不登校支援コーディネーターを置き、小中学校間の連携を図ります。月1回小中連携担当者会(連絡会)を行い、連携及び情報交換を行います。	学校教育課
個別支援会議	支援を必要とする児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、関係者が情報を共有し支援方法について検討します。	学校教育課 福祉課 子ども支援課 健康推進課

(5) 基本施策5 生きることの促進要因への支援

個人においても社会においても、「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」より「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」が上回ったときに自殺リスクが高くなります。自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取

組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で、生きることの包括的な支援として推進します。（重点施策に関する支援は、重点施策の項に主に掲載）

ア こころの相談窓口による支援

取組	内容	担当
健康相談	うつ等の悩みや、その他の疾病に関する相談に随時対応します。	健康推進課
心の健康に関する相談	心の健康、児童・思春期精神保健、依存症等について精神科医師による相談を行います。	松本保健福祉事務所
こころの健康相談統一ダイヤル	「消えてしまいたい」「家族や知人に死にたいと訴えている人がいる」「身内が自死をしてつらくてどうしようもない」などの自殺に関する相談窓口です。	長野県精神保健福祉センター
長野いのちの電話	悩んだり、孤独や不安に陥ったり、生きる目標が見えなくなったり、心が疲れて自分を見失った人に電話を通して支援します。	長野いのちの電話
よりそいホットライン	「一人にしない」、「社会から切り離さない」ことを目的としたさまざまな悩みに対する電話相談です。	社会的包摂サポートセンター
SNS相談	LINEやチャットによる相談に対応します。	厚生労働省各団体

イ 妊産婦への支援

取組	内容	担当
母子健康手帳の交付	母子手帳を交付すると共に妊婦の状況を把握し、必要な人は早期に必要な支援につなげます。	健康推進課
妊婦訪問	妊娠中の健康状態を把握し、出産に対する不安を軽減して、安心して出産に臨めるように支援します。	健康推進課
若者の妊娠・出産相談	妊娠、出産や性に関する健康相談に対応します。	松本保健福祉事務所
妊娠～子育てSOS信州	予期せぬ妊娠、出産や育児への不安などに助産師が電話相談に応じます。	長野県保健・疾病対策課 長野県助産師会

取組	内容	担当
産婦健康診査	産後うつ等の早期発見と支援のために、産後間もない産婦に対して心身の状態をみる健康診査を実施します。	健康推進課
産婦・乳幼児等訪問指導	母子の健康状態・育児環境を把握するとともに、母親の育児を支援して育児に関する不安の軽減を図ります。	健康推進課
産後ケア(宿泊型・母乳相談等助成)事業	医療機関又は助産所で母体の管理や育児指導を行う産後ケアに対して市が助成し、出産後の育児不安の軽減を図ります。	健康推進課
乳幼児健診・健康相談	母子の健康状態を把握し、月齢にあった支援を行います。母親の精神状態を把握し、個々に応じた適切な支援を行い、育児不安の軽減を図ります。	健康推進課
母乳・育児相談	保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士等による相談を実施し、育児に関する様々な不安の軽減を図ります。	健康推進課
母子・子育て相談窓口	主に出産前後の母子を対象に各種相談に対応し、必要に応じて各相談窓口・事業につなげます。	健康推進課
ベビー&ママ mama カフェ	マタニティ及び生後6か月までの子を持つ保護者を対象にした交流会を実施し、交流だけでなく、育児に関して相談し合える仲間づくりの場とします。	社会福祉協議会

ウ 子ども・保護者への支援

取組	内容	担当
子ども発達支援相談室の相談事業	発達に心配のある児童とその家族・支援者からの相談に対応します。(子ども発達支援相談室)	福祉課
ショートステイ事業	保護者の病気、出産等の理由により家庭で一時的に児童の養育ができない場合に児童養護施設等で養育・保護します。	子ども支援課
ファミリーサポート事業	子育ての手助けが必要な人と手助けできる人を会員として、地域で助け合いながら相互援助活動を行います。	子ども支援課 社会福祉協議会
家庭児童相談員による支援事業	児童虐待予防のための相談、指導による在宅支援を実施します。	子ども支援課

取組	内容	担当
子育て相談事業	児童館において地域の保育経験者、主任児童委員等が相談員となり子育てに関するあらゆる相談を受けます。	社会福祉協議会
みんなで遊ぼう・キッズパーク	児童館において保護者の主体的な子育てに関する学びを促す場として開催します。	社会福祉協議会

エ ひとり親家庭への支援

取組	内容	担当
母子・父子自立支援事業	ひとり親家庭での経済的な支援及び日常生活での不安等に対する相談、助言を行います。	子ども支援課
ひとり親家庭等ワンストップ相談会	日常生活における困難等について弁護士や就労支援員等による個別相談を行います。	長野県こども・家庭課
児童扶養手当	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け子どもの福祉の増進を図ることを目的として手当を支給します。	子ども支援課
母子父子寡婦福祉資金貸付	ひとり親家庭での経済的な自立の助成と生活意欲の助長を図るために無利子または低利で各種資金の貸付を行います。	長野県こども・家庭課

オ 障がいを持つ人への支援

取組	内容	担当
精神保健相談・訪問	精神疾患を持つ本人、家族の相談に応じます。	健康推進課 福祉課
障がい者福祉サービスの提供	障がいのある人が普通に暮らし、地域の一員としてともに生きる社会づくりを目指して障がい福祉サービスを提供します。	福祉課
地域活動支援センターの運営	障がいのある人が地域において自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう地域活動支援センター事業・相談事業を指定管理委託し実施します。	福祉課

取組	内容	担当
理解促進研修・啓発事業	地域住民に向け、障がい者等に対する理解を広めるため、あいサポーター研修を開催します。	福祉課
障がい児等指導相談事業	小中学校において、障がいのある児童生徒及び不登校傾向の児童生徒が安心して学習できる環境整備を推進するため、教職員及び保護者に対して作業療法士、言語聴覚士、学校心理士等を派遣します。	学校教育課
障がい者虐待の対応	障がい者虐待に関する通報・相談窓口の設置をします。	福祉課

カ ひきこもりの人への支援

取組	内容	担当
ひきこもり支援事業	ひきこもりに関する相談に対応します。本人の家族を支援するための家族教室等を保健福祉事務所と連携・協力して実施します。	福祉課

キ 遺された人への支援

取組	内容	担当
松本あすなろの会 (中信地域自死遺族交流会)	自死で家族を亡くされた人が同様の体験を持つ仲間の中で安心して気持ちを語る体験を通じて心が癒されることを目的とした交流会です。	松本保健福祉事務所

ク 自殺未遂者等への支援

取組	内容	担当
相談・訪問	自殺未遂者を把握した場合、医療機関や保健福祉事務所等と連携し相談等の支援をします。	健康推進課

ケ 各種相談窓口による支援

取組	内容	担当
心配ごと相談事業	様々な困りごとや心配ごとの解決方法を共に考え、必要に応じて専門機関へつなげます。市内5会場で月2回実施します。	長寿社会課 社会福祉協議会
市民相談事業	弁護士、司法書士、行政書士など、専門家との相談の機会を設けます。	地域づくり課
安曇野市民生児童委員協議会	民生委員、児童委員が地域住民の福祉に関する相談に応じ、市や関係機関と連携して支援を行います。	長寿社会課
人権よろず困りごと相談	人権に関わる問題の相談所を年に13回開催し、人権擁護委員が対応します。	人権男女共同参画課
人権電話相談	みんなの人権110番、子どもの人権110番、女性の人権ホットラインを開設することにより、悩みの根源になっている適切な支援先に繋げるきっかけとします。	法務省人権擁護局
女性相談事業	家庭や生活上での困難や悩みに直面した時の包括的相談窓口として業務を行います。	子ども支援課
女性のための相談	女性が、生活で抱える悩みなどについて電話、来所による面接相談を行います。	長野県男女共同参画センター
消費生活相談	悪質商法や特殊詐欺などの相談に対応します。	地域づくり課 安曇野市消費生活センター 長野県中信消費生活センター
配偶者暴力相談支援センター運営事業	配偶者からの暴力相談及び被害者の保護を行います。	子ども支援課
犯罪被害者支援事業	電話相談、面談相談、医療機関・司法機関への付き添い支援等により犯罪被害者が一歩先へ進む支援を行い、必要条件を満たす人は、犯罪被害給付制度に基づく経済的支援が得られるようにします。	長野犯罪被害者支援センター

4 重点施策

(1) 重点施策1 勤務・経営に関する対策

本市の5年間（平成24年～28年）における自殺者のうち、有職者は44%を占めており、20～59歳の年代では有職者が57%を占めています。有職者の自殺の内訳をみると被雇用者や勤め人が76%、自営業やその家族従事者が24%となっています。自殺の要因は様々ですが、長時間労働や配置転換、職場の人間関係など勤務に関係する問題がきっかけになる可能性があります。

市内の事業所は、職場のストレスチェックが義務付けられていない従業員50人未満の事業所が全体の97%を占めています。従業員50人未満の事業所への支援をしている安曇野・大北地域産業保健センターとの連携や事業の活用を図ることが必要になります。

また、安曇野市内に住む就業者の36%が他の市区町村で従業しています。広域的な支援を実施している中信労政事務所等と連携を図り、事業を有効に活用できるよう周知を推進していきます。

加えて市が率先して職員のメンタルヘルス対策等に取り組み、市内企業の自殺対策の推進を促進していきます。

ア 勤務問題による自殺のリスク低減に向けた取組

取組	内容	担当
健康相談	うつ等の悩みや、その他の疾病の相談に対応します。	健康推進課
こころの耳電話相談	働く人のメンタルヘルス不調やストレスチェック制度、過重労働などについて電話相談できます。	厚生労働省
労働者の健康管理に係る相談	従業員 50 人未満の職場の事業主や従業員を対象に、医師・保健師による健康相談や面接指導を無料で行います。(メンタルヘルスを含む)	地域産業保健センター
長時間労働者に対する面接指導	従業員 50 人未満の職場の時間外・休日労働時間が規定以上を超える、疲労蓄積が認められる労働者に対して面接指導を行います。	地域産業保健センター
ストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導	従業員 50 人未満の職場の事業主や従業員を対象に、ストレスチェックの結果ストレスで面接する必要があると判定された労働者の希望により医師・保健師による健康相談や面接指導を無料で行います。	地域産業保健センター

取組	内容	担当
生活労働相談会	突然解雇された、賃金を払ってもらえない、有給休暇が付与されない等、労働問題の全般について専門の相談員が、公正中立な立場で相談に応じアドバイスを行います。	商工労政課 ユニオンサポートセンター
労働相談・巡回相談会	雇用や労働条件についての疑問や人事・労務管理上の問題など、労働問題全般について、公正・中立な立場で、専門の労働相談員が悩みを聞き解決に向けてアドバイスします。	商工労政課 長野県中信労政事務所
特別労働相談	労働相談内容が深刻で訴訟に発展しそうな場合や、人事労務管理改善・メンタルヘルスなど、専門家の判断が必要になる場合には、特別労働相談員(弁護士・社会保険労務士・産業カウンセラー)に無料で相談できます。	長野県中信労政事務所
職場定着セミナー	仕事へのモチベーションを高め、短期離職を防止するための若手社員対象のフォローアップセミナーと、内定者向けのスキルアップセミナーです。	商工労政課
地区労働フォーラム	合理的な労使関係の形成を促進するため、労働基準法を中心に労働法の主要事項についての知識の普及を図るフォーラムを開催します。	長野県中信労政事務所
心の健康づくりフォーラム	従業員の心の健康づくりに取り組む事業所を支援し、働く人のメンタルヘルスに関する知識を深めるためのセミナーです。	長野県中信労政事務所

イ 経営者に対する相談事業の実施等

取組	内容	担当
安曇野市制度資金 長野県中小企業融資制度	市内中小企業事業者を支援するため、安曇野市制度資金及び長野県中小企業融資制度により金融機関を通じて低利融資を行うと共に、一部信用保証料の補助及び利子の補給を行います。	商工労政課 長野県産業立地・経営支援課 商工会

ウ 職員に対する取組

取組	内容	担当
メンタルヘルス研修	心の健康に関する研修会を開催し、精神面での自己管理意識を高めます。 新採用職員、一般職員(セルフケア) 新任管理監督職対象(ラインケア)	職員課
ストレスチェック事業	労働安全衛生法に基づき、職員のストレスチェックを実施し、メンタル不調の未然防止を図ります。	職員課 学校教育課
産業医等面談	長時間勤務者やストレスチェックで高ストレスだった者にはカウンセラーが、長期療養者に対しては産業医が面談を実施します。	職員課
教職員健康推進事業	月平均の時間外勤務時間が80時間を超える教職員に産業医の健診を実施します。	学校教育課
カウンセリング事業	希望者を対象に日本カウンセラー協会から派遣されたカウンセラーとのカウンセリングを実施します。	職員課 学校教育課
スキルアップ個別研修(カウンセラーの個別面談)	心の健康に関する問題への気づきと対処への支援のため外部の関係機関との相談・連絡調整、専門医への受診支援を行います。	職員課
市職員超過勤務実態調査	長時間勤務による健康障害の防止対策の推進を図ります。	職員課

(2) 重点施策2 高齢者に関する対策

本市の5年間(平成24年～28年)における自殺者のうち、60歳以上の方が全体の35%を占めています。60歳以上の自殺者のうち、男性が61%で女性が39%の割合ですが、この5年間では特に60歳代の男性が多い状況です。

高齢者は、有病率が高く身体的・精神的不調を慢性的に感じている人が多くなってくることや、死別や離職などによる喪失感を抱えるといった課題があります。高齢者の自殺については、これらの高齢者特有の課題を踏まえつつ、多様な背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要となります。行政サービス、民間事業者のサービス、民間団体や地域の支え合いなどの支援を適切に活用し、生きることの包括的支援としての施策の推進を図ります。

ア 包括的な支援のための連携の推進

取組	内容	担当
地域包括ケアシステム構築推進事業	高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう医療、介護、介護予防、住まい等日常生活の支援が包括的に確保される体制を整える。	介護保険課
地域見守り活動に関する連携協定	市と活動に賛同した団体が、相互に連携協力し、高齢者等の緊急事態などに適切かつ速やかに対応する地域見守り活動を行う。高齢者等が地域で安心して生活することができる地域づくりに関する活動を行います。	介護保険課
生活支援体制整備事業	市内5地域において、生活支援コーディネーターを配置するとともに、高齢者福祉団体と協議体を組織し、地域の支え合いによる生活支援や介護予防を広げ、地域で多様な主体によるサービス提供を推進します。	介護保険課

イ 高齢者の健康不安・生活不安に対する支援

取組	内容	担当
高齢者総合相談支援業務	地域包括支援センターにおいて、高齢者の介護、利用できるサービス等の相談を受け、支援をします。	介護保険課
権利擁護に関する相談	高齢者の人権や財産を守るため、虐待や消費者被害への対応、成年後見制度の利用に向けて支援します。	長寿社会課 介護保険課
健康相談	うつ等の悩みや、その他の疾病に関する相談に随時対応します。	健康推進課
高齢者通院等サービス事業	65歳以上で要介護3以上の認定を受けている人を対象に通院などの移送時のタクシー等利用の料金助成を行います。	長寿社会課
軽度生活支援サービス	65歳以上の高齢者世帯で日常生活の援助が必要な人に対しごみ出しなど軽易な作業の支援をします。	長寿社会課
緊急通報サービス	65歳以上のひとり暮らしの人が、家庭で安心して生活できるよう緊急通報装置を設置します。	長寿社会課

取組	内容	担当
要援護高齢者福祉施設入所措置(養護)	環境的な理由や経済的な理由によって、在宅において生活することが困難な65歳以上の人を養護老人ホームに入所措置を行います。	長寿社会課
生活管理指導短期宿泊(ショートステイ)サービス	やむを得ない理由により在宅生活が困難な場合、養護老人ホームを7日以内で利用することができます。	長寿社会課

ウ 社会参加の強化と孤独・孤立の予防

取組	内容	担当
認知症サポーター養成講座	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成します	介護保険課
認知症カフェ運営事業補助金	認知症の人やその家族、ボランティア等が集う認知症カフェの運営費の一部を助成します	介護保険課
アクティブシニアがんばろう事業	健康体操やコーラス等健康増進や介護予防のために健康づくりの活動を定期的に行う団体を支援します。	長寿社会課
老人クラブ活動助成事業	老人クラブが行う社会参加事業に対し助成を行い、高齢者の社会参加を促します。	長寿社会課
シルバー人材センター	高齢者の就労や生きがいづくりの場としてシルバー人材センターに補助を行っています。	長寿社会課
高齢者実態調査事業	各種福祉施策に役立てるため、民生児童委員の協力で高齢者の実態調査を行います。	長寿社会課
地域福祉センター管理運営	老人福祉センターや地域福祉センターなどを利用することができます。60歳以上の人は入浴ができ、交流や相談の場となります。	長寿社会課 社会福祉協議会
安心コール	ひとり暮らしや高齢者世帯を対象に、ボランティアが電話で話し相手を行います。	社会福祉協議会
安曇野市社協福祉員	各区の隣組長に依頼し、日常生活におけるさりげない「見守り」「声掛け」「つなぎ役」を担っています。	社会福祉協議会

取組	内容	担当
地区社協活動・支部社協活動	あいさつ運動や「世話焼きさん」育成、学校及び地域における福祉学習など、地域における福祉活動を推進し、“顔の見える関係”を構築します。	社会福祉協議会

(3) 重点施策3 生活困窮者に関する対策

本市の5年間（平成24年～28年）における自殺者のうち、失業者やその他無職の人（何らかの事情で働いていない人）は24%いました。生活困窮状態にある人は、経済的な問題だけでなくさまざまな問題を、複合的に抱えた結果、自殺に追い込まれることが考えられます。生活困窮の状態にある人や、生活困窮に至る可能性のある人が自殺に至らないように、生活者に最も身近な市において、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援等と連動させて効果的な対策を進める必要があります。また、国や県、各種団体で実施している事業が有効に活用されるよう連携・周知していきます。

ア 生活困窮者自立支援事業による支援

取組	内容	担当
生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業）	生活就労支援センターによる相談支援、自立支援計画作成やサービス提供、または、地域におけるネットワークづくりを行います。	福祉課 まいさぽ安曇野
住宅確保給付金	離職等により経済的に困窮し、住居を喪失又は喪失する恐れのある人を対象に、期限付きで家賃相当額（上限あり）を支給し、就労支援等を行い住宅と就労機会の確保を支援します。	福祉課 まいさぽ安曇野
就労準備支援事業	就労が困難な人に一定期間、プログラムにそって、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。	福祉課 まいさぽ安曇野
生活困窮世帯の子どもの学習支援	貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもの学習支援、仲間との出会い活動ができる居場所づくりを行います。	福祉課 まいさぽ安曇野

イ 生活困窮を抱えたハイリスク者に対する個別支援

取組	内容	担当
生活保護施行に関する事務	生活困窮者に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障し、就労支援、医療・介護相談などによりその自立を助長します。	福祉課
ホームレス対策事業	住居のない生活困窮者に対し、一定期間、宿泊場所や食事を提供し、その間に住宅の確保や就労について支援します。	福祉課
生活保護受給者等就労自立促進事業	ハローワークと連携し、生活保護受給者や児童扶養手当受給者に対して就労支援を行います。	福祉課
被保護者就労支援事業	生活保護受給者の就労を促進し、経済的自立を図ることを目的に就労相談員が就労に向けた支援をします。	福祉課
生活福祉資金貸付事業	低所得や緊急な事情により生活が損なわれる恐れのある世帯に対し、必要な資金を低利で貸付します。	社会福祉協議会
行旅者対策事業	行旅者に対し本人が行きたいところまでの交通費を負担し、ホームレス化を防ぎます。	福祉課
フードバンク	市民に食品の持ち寄りを呼びかけ、生活に困窮して食料を必要としている人に支援します。	フードバンク信州
くらしと健康の相談会	失業・倒産・債務問題・家庭問題等について弁護士による法律相談と、保健師によるこころの健康などの健康相談を行います。	松本保健福祉事務所
心配ごと相談	様々な困りごとや心配ごとの解決方法を共に考え、必要に応じて専門機関へつなげます。	長寿社会課 社会福祉協議会
多重債務相談窓口	債務の整理方法、セーフティネット等の情報提供、法律専門家窓口の紹介等をします。	関東財務局 長野財務事務所
法テラス無料法律相談	問題を解決するための法制度や窓口の案内をし、必要に応じて無料法律相談を実施します。	日本司法支援センター法テラス
多重債務ほっとライン	多重債務者等の生活の立て直しをはかるため、家計の見直しや債務整理の支援をします。	日本クレジットカウンセリング協会

ウ 生きることの促進要因の強化のための支援

取組	内容	担当
ふるさとハローワーク (地域職業相談室)	就業促進と利便性向上のため、ハローワークの求人情報の検索・閲覧職業相談と紹介等が市内でできる「ふるさとハローワーク」を設置しています。	商工労政課 松本公共職業安定所
わかもの就職サポート相談会(ミニジョブカフェ)	概ね45歳までの若年求職者を対象に、就職活動を進める上での悩み等について専門家が1対1で相談に応じます。	商工労政課 ジョブカフェ信州
若者サポートステーション	ひきこもり等の若年無職者に対して、職業的自立に向けた総合的な支援を行います。	特定非営利活動法人ジョイフル
若者サポートステーション利用説明・個別相談	15～39歳までの若年無業者の人を対象に、職業的自立にむけた総合的支援を行う若者サポートステーションの説明会や個別相談を行います。	商工労政課 特定非営利活動法人ジョイフル
長野県中信子ども・若者サポートネット	中信地域の行政機関、福祉機関、就労支援施設、保健・医療機関、学校・教育機関、商工団体、企業、その他若年者の就労支援を行う団体及び個人により構成し、支援マップの作成など若者の職業的自立を目的に活動しています。	商工労政課 福祉課 特定非営利活動法人ジョイフル

5 主な評価指標

本計画の主な評価指標を次表のとおりとし、毎年度、取組状況を取りまとめて、その進捗状況を検証・評価しPDCAサイクル（※）により計画を推進していきます。

〔図表 3-6〕

指標	現状 2017年度	目標 2022年度	出典等
基本施策 1 地域におけるネットワークの強化			
安曇野市自殺対策推進庁内会議の開催	—	年1回以上	
基本施策 2 自殺対策を支える人材の育成			
ゲートキーパー研修受講者数	85人	800人以上	2019～2022年度の累積年間200人以上の育成
基本施策 3 住民への啓発と周知			
市広報紙での啓発	—	年1回以上	
基本施策 4 児童生徒に対する支援の強化			
自殺対策（「SOSの出し方に関する教育」を含む）に関する県の研修に参加する公立中学校数	—	全校参加	
基本施策 5 生きることの促進要因への支援			
相談窓口一覧の作成・配布	—	実施	
重点施策 1 勤務・経営に関する対策			
生活労働相談会の実施予定回数	年12回	年12回	
重点施策 2 高齢者に関する対策			
介護予防のための自主活動グループ数	213グループ	235グループ	第2次総合計画
重点施策 3 生活困窮者に関する対策			
生活困窮者に対する相談支援件数	286件	362件	第2次総合計画

※PDCAサイクルとは、Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善）という工程を継続的に繰り返す仕組み（考え方）のことです。

第4章 自殺対策の推進体制

1 安曇野市健康づくり推進協議会

各分野の諸団体で構成される「安曇野市健康づくり推進協議会」において、対策の進捗状況を評価し、各分野からの意見を交えながらより効果的な自殺対策の推進をはかります。

〔図表 4-1〕

区 分	所属団体等
学識経験を有する者	安曇野市医師会
	安曇野市歯科医師会
教育・福祉関係	長野県松本保健福祉事務所
	安曇野市立小学校養護教諭
	安曇野市立中学校養護教諭
	安曇野市民生児童委員協議会
諸団体の代表者	安曇野市国民健康保険運営協議会
	安曇野市区長会
	安曇野市食生活改善推進協議会
	安曇野市健康づくり推進員会
公募により選考された市民	

2 安曇野市自殺対策推進庁内会議

相談窓口担当者など自殺対策の関係課で構成する「安曇野市自殺対策推進庁内会議」を設け、自殺対策計画に基づいて実施する事業を評価・検証していきます。会議では必要に応じてその他の課や関係機関の参加を求めます。事務局は保健医療部健康推進課に置きます。

〔図表 4-2〕

部	課	係
総務部	人権男女共同参画課	人権男女共生係長
市民生活部	地域づくり課	市民相談室長
福祉部	福祉課	生活支援担当係長
		障がい福祉担当係長
	長寿社会課	長寿福祉係長
	子ども支援課	児童係長
保健医療部	介護保険課	介護予防担当係長
商工観光部	商工労政課	商業労政係長
教育部	学校教育課	教育指導室長

参考資料

1 自殺対策基本法

発令：平成18年6月21日号外法律第85号

最終改正：平成28年3月30日号外法律第11号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府

県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵(かん)養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師(以下この条において「精神科医」という。)の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則

(以下、省略)

「自殺総合対策大綱」(概要)

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し

第1 自殺総合対策の基本理念

- 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す
 - 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、**社会全体の自殺リスクを低下させる**
- 阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、**非常事態はいまだ続いている**
- 地域レベルの実践的な取組を**PDCAサイクルを通じて推進する**

第3 自殺総合対策の基本方針

1. **生きることの包括的な支援**として推進する
2. **関連施策との有機的な連携を強化**して総合的に取り組む
3. **対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に運動**させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. **地域レベルの実践的な取組への支援を強化**する
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な**精神保健医療福祉サービス**を受けられるようにする
7. **社会全体の自殺リスクを低下**させる
8. 自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ
9. 遭われた人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. **子ども・若者の自殺対策を更に推進**する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

第5 自殺対策の数値目標

- 先進諸国の現在の水準まで減少させようとする目標を、**平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少**（平成27年18.5 ⇒ 13.0以下）

(WHO:仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における**計画的な自殺対策の推進**
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

自殺総合対策における当面の重点施策（ポイント）

●自殺対策基本法の改正の趣旨・基本的施策及び我が国の自殺を巡る現状を踏まえて、更なる取組が求められる施策 ※各施策に担当府省を明記 ※補助的な評価指標の盛り込みく例：よりそいホットラインや心の健康相談統一ダイヤルの認知度

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

<p>1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域自殺実態プロファイル、地域自殺対策の政策パッケージの作成 ・地域自殺対策計画の策定ガイドラインの作成 ・地域自殺対策推進センターへの支援 ・自殺対策の専任職員の設定・専任部署の設置の促進 	<p>2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施 ・児童生徒の自殺対策に関する教育の実施 ・(SOS)の出し方に関する教育の推進 ・自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及 ・うつ病等についての普及啓蒙の推進 	<p>3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用（<u>革新的自殺研究推進プログラム</u>） ・先進的な取組に関する情報収集、整理、提供 ・子ども、若者の自殺調査 ・死因究明制度との連携 ・オンライン施設の形成等により自殺対策の関連情報を安全に集積・整理・分析 	<p>4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療等に関する専門家を養成する大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進 ・自殺対策の連携調整を担う人材の養成 ・かがつげ医の資質向上 ・教職員に対する普及啓蒙 ・地域保健・産業保健スタッフの資質向上 ・ゲートキーパーの養成 ・家族や知人等を含めた支援者への支援 	<p>5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ・地域における心の健康づくり推進体制の整備 ・学校における心の健康づくり推進体制の整備 ・大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進 	<p>6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神科医療、保健、福祉等の連携性の向上、専門職の配置 ・精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等 ・うつ病、統合失調症、アルコール依存症、ギャンブル依存症等のハイリスク者対策
<p>7. 社会全体の自殺リスクを低下させる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICT（インターネットやSNS等）の活用 ・ひきこもり児童虐待、性被害者、ひとり親家庭、性的マイノリティに対する支援の充実 ・妊産婦への支援の充実 ・相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化 ・関係機関等の連携に必要な情報共有の周知 ・自殺対策に資する居場所づくりの推進 	<p>8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の自殺未遂者支援拠点機能を担う医療機関の整備 ・医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化 ・居場所づくりとの連携による支援 ・家族等の身近な支援者に対する支援 ・学校、職場等での事後対応の促進 	<p>9. 選された人への支援を充実する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺族の自助グループ等の運営支援 ・学校、職場等での事後対応の促進 ・遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等 ・遺族等に対応する公的機関の職員等の資質の向上 ・遺児等への支援 	<p>10. 民間団体との連携を強化する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間団体の人材育成に対する支援 ・地域における連携体制の確立 ・民間団体の相談事業に対する支援 ・民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援 	<p>11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめを苦にした子どもの自殺の予防 ・学生・生徒への支援充実 ・SOSの出し方に関する教育の推進 ・子どもへの支援の充実 ・若者への支援の充実 ・若者の特性に応じた支援の充実 ・知人等への支援 	<p>12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長時間労働の是正 ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ・ハラスメント防止対策

3 安曇野市健康づくり推進協議会構成員名簿（平成30年度）

（順不同 敬称略）

	氏名	所属団体等	所属団体役職
会長	武井 学	安曇野市医師会	副会長
副会長	伊藤 高太郎	安曇野市医師会（産婦人科）	理事
委員	佐野 文秀	安曇野市歯科医師会	副会長
	堀内 隆雄	安曇野市歯科医師会	理事
	市川 政恵	長野県松本保健福祉事務所	健康づくり支援課長
	松浦 夏生	安曇野市立小学校養護教諭	
	清沢 良子	安曇野市立中学校養護教諭	
	青柳 和義	安曇野市民生児童委員協議会	堀金地区会長
	藤松 兼次	安曇野市国民健康保険運営協議会	会長
	小林 弘太郎	安曇野市区長会	副会長
	小山 茂子	安曇野市食生活改善推進協議会	副会長
	小松 純子	安曇野市健康づくり推進員会	会長
	堀内 郁芳	公募により選考された市民	

4 自殺対策計画策定庁内検討会議構成員（平成30年度）

部	課	係
総務部	人権男女共同参画課	人権男女共生係長
市民生活部	地域づくり課	市民相談室長
福祉部	福祉課	生活支援担当係長
		障がい福祉担当係長
	長寿社会課	長寿福祉係長
	こども支援課	児童係長
保健医療部	介護保険課	介護予防担当係長
商工観光部	商工労政課	商業労政係長
教育部	学校教育課	教育指導室長

事務局 保健医療部 健康推進課

5 相談窓口一覧

平成30年10月現在

悩み	相談窓口名称など	連絡先（予約先）	開設時間 ※：祝日、12/29～1/3を除く	実施機関
自覚関連	こころの健康相談統一ダイヤル (自殺予防のための相談)	☎0570-064-556	月～金※9:30～16:00	長野県精神保健福祉センター
	長野いのちの電話（松本）	☎0263-29-1414	毎日 11:00～22:00	長野いのちの電話
	長野いのちの電話（長野）	☎ 026-223-4343	毎日 11:00～22:00	長野いのちの電話
	いのちの電話ナビダイヤル	☎ 0570-783-556	毎日 10:00～22:00	日本いのちの電話連盟
	よりそいホットライン	☎0120-279-338	毎日 24 時間対応	社会的包摂サポートセンター
こころ	SNS相談（LINE・チャット等による相談）	詳細は厚生労働省ホームページ「SNS相談」で検索		各団体
	精神保健相談（豊科地域）	☎ 0263-81-0713	月～金※ 8:30～17:15	健康推進課
	精神保健相談（穂高・明科地域）	☎ 0263-81-0711	月～金※ 8:30～17:15	健康推進課
	精神保健相談（三郷・堀金地域）	☎ 0263-81-0714	月～金※ 8:30～17:15	健康推進課
	精神保健相談	☎0263-71-2251	月～金※ 8:30～17:15	福祉課
	ひきこもりについての相談	☎0263-71-2251	月～金※ 8:30～17:15	福祉課
	精神保健相談・児童思春期精神保健相談（要予約）	☎0263-40-1938	月・木曜日※（第5除く）午後	松本保健福祉事務所
	依存症相談（アルコール・薬物・ギャンブル等）（要予約）	☎0263-40-1938	第1木※ 午前	松本保健福祉事務所
	健康相談	☎0263-81-0726（代表）	月～金※ 8:30～17:15	健康推進課
	難病相談	☎0263-40-1938	月～金※ 8:30～17:15	松本保健福祉事務所
からだ	エイズ・性感染症相談・検査（要予約）	☎0263-40-1939	火※ 9:00～11:00 第4月※ 17:30～18:30	松本保健福祉事務所
	子どもと親の相談電話（ひきこもり・学校での交友関係・ネットいじめ・不登校・家庭内暴力や万引き等） ※H31.4月1日～	☎0263-72-2238	月～金※ 9:00～17:00	学校教育課・生涯学習課
こども 青少年	学校生活相談センター	seishonen@city.azumino.nagano.jp	24 時間受付 回答は後日	長野県教育委員会
	24 時間子ども SOS ダイヤル	☎0120-0-78310	24 時間受付	
		gakko-sodan@pref.nagano.lg.jp	24 時間受付 回答は後日	

悩み	相談窓口名称など	連絡先（予約先）	開設時間 ※：祝日、12/29～1/3を除く	実施機関
こども 青少年	子どもの総合相談窓口（子ども専用ダイヤル）	☎ 0800-800-8035	月～土※ 10:00～18:00	長野県子ども支援センター
	子どもの総合相談窓口（メール）	kodomo-shien@pref.nagano.lg.jp	24時間受付 回答は後日	長野県子ども支援センター
	子どもの人権110番	☎0120-007-110	月～金※ 8:30～17:15	法務省
	子どもの人権110番 SOS-eメール	http://www.jinken.go.jp/	24時間受付 回答は後日	法務省
子育て	チャイルドライン（18歳まで）	☎ 0120-99-7777	毎日 16:00～21:00(金曜は23:00まで)	チャイルドライン支援センター
	母子・子育て相談窓口	☎0263-71-2471	月～金※ 8:30～17:15	健康推進課
	育児相談（豊科地域）	☎ 0263-81-0713	月～金※ 8:30～17:15	健康推進課
	育児相談（穂高・明科地域）	☎ 0263-81-0711	月～金※ 8:30～17:15	健康推進課
	育児相談（三郷・堀金地域）	☎ 0263-81-0714	月～金※ 8:30～17:15	健康推進課
	若者の妊娠・出産相談（要予約）	☎0263-40-1939	月～金※ 8:30～17:15	松本保健福祉事務所
	妊娠～子育て SOS 信州	☎ 0263-31-0015	毎週火・木※ 10:00～16:00	長野県助産師会
	子ども発達支援相談室	☎0263-81-0719	月～金※ 8:30～17:15	福祉課
	子どもや家庭の相談（要予約）	☎0263-71-2265	月～金※ 8:30～17:15	子ども支援課
	ひとり親家庭の相談（要予約）	☎0263-71-2255	月～金※8:30～17:15	子ども支援課
家庭	女性相談（家族・夫婦関係など）（要予約）	☎0263-71-2255	月～金※8:30～17:15	子ども支援課
	配偶者からの暴力相談（DVホットライン）	☎ 0263-71-2227	24時間受付	配偶者暴力相談支援センター
	障がいについての相談	☎0263-71-2251	月～金※8:30～17:15	福祉課
障がい	障がいについての相談	☎ 0263-31-5844	月～金※ 9:00～17:00	松本圏域障害者総合相談支援センターあるば

悩み	相談窓口名称など	連絡先（予約先）	開設時間 ※：祝日、12/29～1/3を除く	実施機関
障がい	障がいの虐待に関する相談	☎0263-71-2251	月～金※ 8:30～17:15	福祉課
		☎ 0263-71-2000（代表）	夜間・土日・祝日	
	高齢	高齢者の総合相談窓口（豊科・明科地域）	月～金※ 8:30～17:15	中央地域包括支援センター
高齢	高齢者の総合相談窓口（穂高地域）	☎0263-81-0760	月～金※ 8:30～17:15	北部地域包括支援センター
	高齢者の総合相談窓口（三郷・堀金地域）	☎0263-77-4007	月～金※ 8:30～17:15	南部地域包括支援センター
	高齢者の虐待に関する相談	☎0263-71-2254 ☎ 0263-71-2000（代表）	月～金※ 8:30～17:15 夜間・土日・祝日	長寿社会課
就労	安曇野市ふるさとハローワーク（地域職業相談室）	☎0263-71-1586	月～金※ 9:30～17:00 （～H31.3月末 8:30～17:00）	商工労政課
	わかもの就職サポート相談会（ミニジョブカフェ） （要予約）	☎0263-71-2041	毎月第3金※ 13:30～16:30	商工労政課 ジョブカフェ信州
労働	働く人の「こころの耳電話相談」	☎0120-565-455	月・火※ 17:00～22:00 土・日※ 10:00～16:00	厚生労働省
	生活労働相談会（労働問題全般についての相談） （要予約）	☎0263-71-2041	毎月第2木※ 18:00～20:00	商工労政課 ユニオンサポートセンター
	労働巡回相談会	☎0263-71-2041	毎月第2木※ 13:00～16:00	商工労政課 長野県中労政事務所
	労働相談	☎0263-40-1936	月～金※ 8:30～17:15	長野県中労政事務所
	メール労働相談	長野県ホームページ	24時間受付 回答は後日	長野県労働雇用課
経営	安曇野市制度資金	☎0263-71-2041	月～金※ 8:30～17:15	商工労政課
	長野県中小企業融資制度	☎0263-40-1932	月～金※ 8:30～17:15	長野県松本地域振興局商工観光課 長野県産業立地・経営支援課
経済	生活困窮についての相談	☎0263-88-8707	月～金※ 8:30～17:15	まいさば安曇野
	生活保護についての相談	☎0263-71-2252	月～金※ 8:30～17:15	福祉課

悩み	相談窓口名称など	連絡先（予約先）	開設時間 ※：祝日、12/29～1/3を除く	実施機関
経済	消費生活相談窓口（事業者、法人の相談を除く）	☎0263-71-2100	月～金※8:30～17:15 （受付16:00まで）	安曇野市消費生活センター
	消費生活相談窓口（事業者、法人の相談を除く）	☎0263-40-3660	月～金※8:30～17:00	長野県中信消費生活センター
	多重債務相談窓口	☎026-234-2970	月～金※8:30～12:00、 13:00～16:30	関東財務局 長野財務事務所
差別 いじめ 嫌がらせ	多重債務ほっとライン（事業者、法人の相談を除く）	☎0570-031640	月～金 10:00～12:40、 14:00～16:40 祝日、12/28～1/4を除く	公益財団法人日本クレジットカ ウンセリング協会（長野相談室）
	人権よろず困りごと相談	☎0263-32-2571	年13回 10:00～15:00（詳細 は「広報あづみの」に掲載）	長野地方法務局松本支局
	人権相談	☎0263-32-2571	月～金※8:30～17:15	長野地方法務局松本支局
	みんなの人権110番	☎0570-003-110	月～金※8:30～17:15	法務省
	インターネット人権相談	http://www.jinken.go.jp/	24時間受付 回答は後日	法務省
法律相談	女性の人権ホットライン	☎0570-070-810	月～金※8:30～17:15	法務省
	外国人のための人権相談	☎0570-090911	月～金※9:00～17:00	法務省
	日本司法支援センター 法テラス	サポートダイヤル ☎0570-078374 または 03-6745-5600 法テラス長野 ☎050-3383-5415	月～金 9:00～21:00 土 9:00～17:00 月～金 9:00～17:00	日本司法支援センター 法テラ ス
	弁護士による無料法律相談（要予約）	☎0263-71-2496（予約受付日あり）	月2回（詳細は「広報あづみの」 に掲載）	市民相談室
	心配ごと相談（家庭、子育てなど日常生活の中の心配 ごと、困りごと）	☎0263-72-1871	月2回×5会場（行政相談の併 設日あり 詳細は「広報あづみ の」に掲載）	社会福祉協議会

6 安曇野市周辺の精神科及び心療内科医療機関一覧

出典元：ながの医療情報 Net 平成 30 年 10 月現在

市町村名	医療機関名	住所	電話番号
安曇野市	安曇野ストレスケアクリニック	安曇野市穂高有明 9982-7	31-3107
	安曇野ななき診療所	安曇野市明科七貴 4588-1	31-5779
	篠崎医院豊科診療所	安曇野市豊科高家 5089-1	71-6311
	豊科病院	安曇野市豊科 5777-1	72-8400
	虹の村診療所	安曇野市穂高有明 7607-3	84-5820
	穂高の森メンタルクリニック	安曇野市穂高有明 8059-11	81-5130
	堀内医院	安曇野市穂高 5914	82-3324
	相澤病院	松本市本庄 2-5-1	(昼)33-8600 (夜)36-9999
	浅野メンタルクリニック	松本市寿南 1-15-3	85-0355
	梓川診療所	松本市梓川梓 2344-1	78-2058
松本市	小澤メンタルクリニック	松本市浅間温泉 1-16-23	46-6244
	かとうメンタルクリニック	松本市北深志 1-5-18	34-6141
	上條記念病院	松本市村井町西 2-16-1	57-3800
	川原医院	松本市寿豊丘 636-1	86-8336
	倉田病院	松本市寿北 8-21-2	58-2033
	北アルプス医療センターあるぷすメンタルクリニック	松本市大手 4-7-13 リビングアップビル 2 階	39-6868
	医療法人 篠崎医院	松本市中央 2-1-24 五幸本町ビル 4 階	35-0363
	清水メンタルクリニック	松本市島立 1639-8	40-1313
	松南病院	松本市管部 3-13-29	25-2303
	城西病院	松本市城西 1-5-16	33-6400
	信州大学医学部附属病院	松本市旭 3-1-1	(昼)35-4600 (夜)37-2222
	高山医院	松本市島内 343-1	(昼)47-5655 (夜)47-0224
	松岡病院	松本市寿北 2-6-2	25-1093
	村井病院	松本市村井町西 2-15-1	58-2244

市町村名	医療機関名	住所	電話番号
塩尻市	赤羽医院	塩尻市広丘原新田 335	54-4864
	桔梗ヶ原病院	塩尻市宗賀 1295	54-0012
池田町	北アルプス医療センターあづみ病院	北安曇郡池田町池田 3207 番地 1	0261-62-3166
	平林メンタルクリニック	北安曇郡池田町池田 2463-3	0261-61-1577
大町市	中澤医院	大町市大町 1212-2	0261-22-0252

安曇野市自殺対策計画

平成 31 年(2019 年) 3 月

発行 編集 安曇野市 保健医療部 健康推進課

〒399 - 8281 安曇野市豊科 6000 番地

電話 0263 - 71- 2000(代表)

FAX 0263 - 71- 2328

